

平成27年度包括外部監査(意見)に係る対応状況

(単位:件)

対応状況の区分	件数
対応済	73
対応中	0
意見件数	73

平成27年度包括外部監査結果(意見)一覧

No.	項目	所管課	備考
1	ごみ排出量予測の利用について【廃棄物対策課、収集業務課】(P52)	廃棄物対策課	
		収集業務課	
2	ごみ処理単価の上昇と業務委託の見直しについて【廃棄物対策課】(P59)	廃棄物対策課	
3	財務書類における基金の計上及び注記としての施設解体引当金等の設定について【廃棄物対策課】(P63)	廃棄物対策課	
4	ごみ処理原価の公表について【廃棄物対策課】(P63)	廃棄物対策課	
5	随意契約の見直しについて【収集業務課】(P70)	収集業務課	
6	収集区域の見直しについて【収集業務課】(P79)	収集業務課	
7	指定収集袋の棚卸の確認等について【収集業務課】(P84)	収集業務課	
8	指定袋の製造計画・契約について【収集業務課】(P84)	収集業務課	
9	直営による粗大ごみ収集業務について【収集業務課】(P95)	収集業務課	
10	収集業務課所管の清掃機材倉庫の管理について【収集業務課】(P101)	収集業務課	
11	パトロール業務について【収集業務課・環境事業所】(P105)	収集業務課、環境事業所	2件
12	苦情処理等について【環境事業所】(P105)	環境事業所	
13	各環境事業所の作成書類について【収集業務課・環境事業所】(P106)	環境事業所、収集業務課	2件
14	勤怠管理について【環境事業所】(P107)	環境事業所	
15	各環境事業所の管轄区域について【環境事業所】(P107)	環境事業所	
16	所内会議議事録について【環境事業所】(P109)	環境事業所	
17	支払区分の違いによるし尿助成金単価の根拠について【収集業務課】(P112)	収集業務課	
18	し尿助成金単価改正の算定根拠の妥当性について【収集業務課】(P113)	収集業務課	
19	建物台帳の期末簿価について【廃棄物施設課】(報告書P119)	廃棄物施設課	
20	し尿処理施設の効率的な運用について【廃棄物施設課】(報告書P120)	廃棄物施設課	
21	委託費増加額の妥当性について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P130)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場	
22	委託費増加額に含まれる利息相当額について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P131)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場	
23	運営期間満了時の引渡し方法について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P135)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場	
24	モニタリングの記録について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P137)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場	
25	業務範囲の見直しについて【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P138)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場	
26	事後保全より予防保全について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P142)	廃棄物施設維持課、北谷津清掃工場	
27	ノウハウの蓄積について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P142)	廃棄物施設維持課、北谷津清掃工場	
28	工作物台帳の有効活用について【廃棄物施設課、新港清掃工場、北清掃工場及び北谷津清掃工場】(P148)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場、北谷津清掃工場	
29	熔融スラグの覆土材として使用について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P151)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場	
30	種目・細目別の見積書の入手について【廃棄物施設課、北清掃工場】(P153)	廃棄物施設維持課、北清掃工場	
31	北谷津清掃工場での展開検査について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P156)	廃棄物施設維持課、北清掃工場	
32	搬入事業者の属性チェックについて【廃棄物施設課、新港清掃工場、北清掃工場、北谷津清掃工場】(P156)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場、北谷津清掃工場	
33	継続的な収支の把握について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P159)	廃棄物施設維持課、新港清掃工場	
34	処理能力等の弾力的な見直しについて【廃棄物施設課】(P160)	廃棄物施設整備課	
35	外部民間施設の活用について【廃棄物施設課】(P161)	廃棄物施設維持課	
36	廃棄物埋立管理事務所の直営業務について【廃棄物埋立管理事務所】(P167)	廃棄物埋立管理事務所	
37	吸着塔1塔の追加工事について【廃棄物施設課】・竣工検査について(P173)	廃棄物施設維持課	
38	水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事の予算について【廃棄物施設課】(P174)	廃棄物施設維持課	
39	指導対象事業者の網羅性について【収集業務課】結果②(P177)	産業廃棄物指導課	
40	排出業者および収集業者に対する適時適切な指導について【収集業務課】(P179)	産業廃棄物指導課	
41	許可業者に対する指導について【産業廃棄物指導課】(P186)	産業廃棄物指導課	
42	代執行に伴う契約の解除について【産業廃棄物指導課】(P188)	産業廃棄物指導課	
43	不適正排出事業者及び排出量の特定について【産業廃棄物指導課】(P189)	産業廃棄物指導課	
44	責任追及困難業者への対応について【産業廃棄物指導課】(P191)	産業廃棄物指導課	
45	一般廃棄物処理手数料の支払期限の統一について【廃棄物施設課、各清掃工場】(P193)	廃棄物施設課、各清掃工場	
46	滞納に対する対応策の整備について【廃棄物施設課、各清掃工場】(P194)	廃棄物施設課、各清掃工場	
47	売電収入について【新港清掃工場】(P194)	新港清掃工場	
48	路上喫煙禁止地区の周知の徹底について【廃棄物対策課】(P197)	廃棄物対策課	

No.	項目	所管課	備考
49	過料制度の見直しについて【廃棄物対策課】(P197)	廃棄物対策課	
50	委託契約に係る内訳項目の検討について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P200)	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター	
51	ペットボトル運搬処理等業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P202)	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター	
52	ペットボトル運搬処理等業務委託単価の検討について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P203)	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター	
53	破碎残渣運搬業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P204)	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター	
54	破碎残渣処分業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P204)	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター	
55	生ごみ分別収集に関する啓発事業の実施強化について【廃棄物対策課】(P206)	廃棄物対策課	
56	家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P208)	廃棄物対策課	
57	収集運搬業務委託契約に係る検討の必要性について【収集業務課】(P209)	廃棄物対策課	
58	事業の財源の変更に関する検討と承認の文書化について【収集業務課】(P211)	廃棄物対策課、収集業務課	
59	古紙・布類分別収集補助金の単価の設定とその承認について【収集業務課】(P213)	収集業務課	
60	事業の財源充当の変更に関する検討と承認の文書化等について【収集業務課】(P216)	廃棄物対策課、収集業務課	
61	事業の予算の設定について【廃棄物対策課】(P218)	廃棄物対策課	
62	事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P220)	廃棄物対策課	
63	リサイクル等推進基金を財源とする事業の選定について【廃棄物対策課】(P221)	廃棄物対策課	
64	リサイクル等推進基金の処分について【廃棄物対策課】(P222)	廃棄物対策課	
65	事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P224)	廃棄物対策課	
66	事業の財源の変更に関する検討と承認の文書化について【廃棄物対策課】(P225)	廃棄物対策課	
67	事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P227)	廃棄物対策課	
68	廃棄物講演会の参加対象者の増加策について【廃棄物対策課】(P228)	廃棄物対策課	
69	表彰された事業の取組みについて【廃棄物対策課】(P230)	廃棄物対策課	
70	3R関連事業に係る予算の設定の妥当性について【廃棄物対策課】(P233)	廃棄物対策課	

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
1	ごみ排出量予測の利用について【廃棄物対策課、収集業務課】(P52)	<p>本来、中長期の計画を策定した基本計画におけるごみ量の数値目標を踏まえた形で、毎年のごみ処理計画である実施計画が作成されるべきであるが、実施計画におけるごみ量の排出量予測は、基本計画との関連は特になく、過去の実績値から推計して実施している。</p> <p>実施計画については、排出から処理方法までの流れが各段階におけるごみ量とともに図示された計画が、資源循環部における各部署での利用に供するため、廃棄物対策課から収集業務課等の各部署に送付されている。</p> <p>このような実施計画と各部署での事業計画との関係については、実施計画における具体的なごみ量の排出量予測(原単位)に従って、町丁別の具体的な排出量を推計したうえで、収集区域及び収集車両台数を定め、各業務委託の仕様書が作成されるべきものと考えられる。しかし、ごみ量の排出量の予測が収集業務課において、ごみ収集運搬に係る委託契約(収集頻度、収集区域、収集車両の種類および車両数等の見直しなど。基本計画63頁)に活用されていない。また、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じた場合であっても、廃棄物対策課においてその原因を検証してはいない。</p> <p>ごみ排出量の予測を、ごみ収集運搬事業に係る業務委託契約の設計数値(収集頻度、収集区域、収集車両の種類および車両数等の見直し等)に活用することを要望する。具体的には、ごみ収集運搬事業に係る業務委託契約において、業務委託の仕様書及び設計書における収集すべきごみ量の排出量の予測値の算定について、町丁別の人口に対する原単位のごみ量を算定した場合、現在の委託業者の所有する収集車両の台数または収集区域の適切性等を検証することが可能である。この点について、各年度における原単位での推計データに基づく委託業務の地域別ごみ量を算定し、処理計画に基づいたごみの収集運搬事業の業務委託がより実態に即した契約内容となるよう、活用することを要望する。また、ごみ排出量の予測に当たっては、基本的に過去のごみ排出量の実績を踏まえた予測手法を採用するにしても、例えば、ごみ収集袋の有料化等のような、大きな施策転換に係る影響についても、別途考慮することを要望する。</p>	対応済	<p>【廃棄物対策課】</p> <p>一般廃棄物(ごみ)処理基本計画は、市町村が長期的・総合視点に立って計画的なごみ処理の推進を図るための基本方針を定めるものであり、千葉市の場合、15か年計画とし、目標年次は令和3年度に設定するとともに、毎年、焼却ごみ量等の数値目標の達成状況の点検や計画事業の進捗管理を行っている。</p> <p>また、実施計画は次年度(単年度)のごみ量の排出量を予測するものであり、最も一般的な手法である、過去の実績値を基にしたトレンド推計方式を採用し、平成26年度のごみ量予測に当たっては、家庭ごみ手数料徴収制度による排出抑制効果を考慮した。</p> <p>不燃ごみについては、直前の多量排出が少ない一方、排出抑制効果が高かったため、排出量実績が予測値を大きく下回ったが、可燃ごみ量はほぼ想定範囲となった。なお、家庭ごみ手数料徴収制度による効果検証は詳細に行っており、平成27年度のごみ量については、予測値と実績値に大きな乖離は生じていない。</p> <p>引き続き、次年度(単年度)のごみ排出量の予測に当たっては、トレンド推計方式を採用するとともに、新たな施策による影響を反映させるほか、予測値と実績値との間に大きな乖離が生じた場合にはその検証を行う。</p>	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
		<p>(車両台数ほかに係る再掲)</p> <p>具体的には、ごみ収集運搬事業に係る業務委託契約において、業務委託の仕様書及び設計書における収集すべきごみ量の排出量の予測値の算定について、町丁別の人口に対する原単位のごみ量を算定した場合、現在の委託業者の所有する収集車両の台数または収集区域の適切性等を検証することが可能である。この点について、各年度における原単位での推計データに基づく委託業務の地域別ごみ量を算定し、処理計画に基づいたごみの収集運搬事業の業務委託がより実態に即した契約内容となるよう、活用することを要望する。</p>	対応済	<p>収集運搬業務については、平成30年度から市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、可燃ごみ・剪定枝等、不燃ごみ・有害ごみの収集運搬委託業者全てにより設立された組合に、一括契約することとし、各車両の運行状況データ(収集時刻・ルート等)の収集を行っている。</p> <p>収集データのうち、収集車ごとのごみ量のほか、走行距離や収集作業の終了時刻、ごみステーション数など複数の側面から、地域別に適切な収集車両が配分される収集区域及びルートの検討が可能となった。</p> <p>また、令和2年度から性能発注を導入し、令和3年度には資源ごみにも範囲を広げ、各車両の収集状況の分析を行うことで、最適な収集ルートや収集区域の見直しを継続的に行っている。</p>	収集業務課
2	<p>ごみ処理単価の上昇と業務委託の見直しについて【廃棄物対策課】(P59)</p>	<p>ごみ処理原価の横ばい又は増加傾向について、その原因の一つには、ごみ処理原価の算定式における分母のごみ処理量が減少していることにも求められる。しかし、その他の要因としては、同じく分子のごみ処理等の経費がごみの発生抑制に比べて、削減されていないものと考えられる。すなわち、分母のごみ処理量と分子のごみ処理等の経費のデータのうち、直近の推移(平成24年度及び平成26年度)に基づき、それらの変動を確認すると、消費税等の影響度を差し引いても、各部門原価の増減等について考慮すると、収集運搬部門から資源化部門まで、ごみ量の減少率よりも、直接原価の減少率が少ないか(推定:収集運搬部門及び中間処理部門)、又は、直接原価が逆に増加しているか(最終処分部門及び資源化部門)のいずれかである。</p> <p>このような原価計算の結果に基づき、ごみ量の発生抑制への更なる努力とともに、ごみ処理経費の中の変動費又は準変動費(燃料費等)等の経費削減に向けた絶えざる努力がなされているかどうかについて、廃棄物担当課としては確認する必要がある。すなわち、ごみ収集運搬業務委託の見直しや長期責任型業務委託に対する、所管課等によるモニタリングの効果的な実施状況を検証する行為が重要になってくるものとする。</p> <p>以上のことから、原価計算の実施部門である廃棄物対策課においては、毎年度原価の状況を原価計算の算定結果から分析し、資源循環部の各課・場・所等が所管する事業のうち、ごみ収集運搬業務委託や長期責任型業務委託等の業務委託費や維持補修費、普通建設工事費等のコスト等の効果や効率性について常に疑問を投げかけ、委託業者等が実施する業務の品質管理とともにコスト改善の努力の実施状況をモニタリングする具体的な仕組みを構築されたい。</p>	対応済	<p>ごみ収集運搬業務委託、長期責任型業務委託等の委託費、維持費については、直接ごみ処理原価の変動と連動しておらず、ごみ処理単価が減少してもコスト面の減少につながらない場合もあることから、原価計算の結果に基づき、各委託の品質管理、効率性等について確認することは困難である。</p> <p>よって、廃棄物対策課においては、部内各課へごみ処理原価の算定結果を提供すると同時に、原価計算の結果やごみ量の減少によりコスト減が図れる事業については当該視点による検証を、それ以外の事業についても、費用対効果や効率性等の視点による検証を実施し、予算編成等に反映するよう周知徹底した。</p>	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
3	財務書類における基金の計上及び注記としての施設解体引当金等の設定について【廃棄物対策課】(P63)	<p>市は家庭ごみ手数料徴収制度を平成26年2月から導入する際に、条例等の制定により基金を設定している(千葉市リサイクル等推進基金条例及び千葉市リサイクル等推進基金運営要綱)。平成26年度末現在の基金の残高は、4億6,083万円である(平成25年度末現在:8,952万円+平成26年度収入:14億4,793万円-平成26年度事業費充当額:10億7,662万円=4億6,083万円)。当該基金は一般廃棄物会計基準の財務書類としての「資産・負債一覧」の表示科目のうち「資金」(=毎年度事業費に充てる予定の額等)及び「投資等」の「その他の投資」(中長期の資金需要に充当する予定の額等)に表示するべきものと考えられる。現時点では、いずれの科目にも金額が集計されていない。また、一般廃棄物会計基準の財務書類としての「資産・負債一覧」の中の「地方債(長期)」には、現在、176億9,617万円が表示されている。清掃工場等の建設に伴って発行された市債の償還残高であるが、その中には、翌年度に償還すべき地方債(短期)が含まれているものと考えられる。その金額は市財政当局と協議して正確に把握し、別に掲記すべきものである。</p> <p>この地方債の償還のための財源に関連して、市財政当局が毎年度原則的に積み立てている減債基金を当該「資産・負債一覧」の(資産の部)の「資金」に集計表示する必要がある。現在、「資金」科目には金額が表示されていない。</p> <p>さらに、一般廃棄物会計基準の財務書類としての「資産・負債一覧」に係る注記事項として、「施設解体引当金」及び「最終処分場閉鎖後維持管理引当金」等の各種引当金等を企業会計原則の註解18に準じて表記することとなっている。現在、注記事項の記載はない。</p> <p>このような表示は、その読者である市民等の行政活動に対する理解促進には不可欠の情報であることを再度認識し、一般廃棄物会計基準等に即して、財務書類及び注記等の財務情報(基金、地方債(短期)及び各種引当金情報)を充実するよう要望する。</p>	対応済	<p>平成29年度分より、以下の対応を行った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・リサイクル等推進基金残高を、「資産・負債一覧」の表示科目内の「資金」へ表示 ・地方債の長期・短期を把握し、それぞれを別に掲載 ・市財政当局が毎年度積み立てている減債基金を把握し、「資産・負債一覧」の「資金」へ表示 ・「資産・負債一覧」に係る注記事項へ、各種引当金等に関する事項を記載 	廃棄物対策課
4	ごみ処理原価の公表について【廃棄物対策課】(P63)	<p>千葉市では平成22年度以降のごみ処理経費についてWEBページで公開している。本来、千葉市が「一般廃棄物会計基準」に基づきごみ処理経費を算定している目的は、他市町村の数値との客観的な比較を行い、ごみ処理事業を社会経済的・効率的なものとすることである。しかし、上記の千葉市のWEBページでは、算定されたごみ処理経費を公表するだけで、他市町村との客観的な比較を実施し比較結果を分析した情報が、ごみ処理経費を算定した情報とともに公表されていない。これは、ごみ処理経費を「一般廃棄物会計基準」に基づき算定することの目的(原価計算の実施目的:4)を考えると、その目的を十分に反映していないものと考えられる。</p> <p>「一般廃棄物会計基準」に基づき算定されたごみ処理経費について、他市町村の数値との客観的な比較及び分析を実施し、その結果をごみ処理原価の公表と併せて公表するよう要望する。また、過去からの原価等の推移や前年度実績と比較した上での増減分析、各コスト項目や各部門の原価が総費用に占める構成比分析等を実施し、このような様々な角度からの分析結果についてもごみ処理原価の公表と併せて開示することを検討するよう要望する。</p>	対応済	<p>他市町村との比較については、環境省一般廃棄物会計基準を採用している市が少ないこと、使用しているバージョンが異なること、また、他市において公開できる情報に制限がある等の課題があり、単純に比較し公開することは難しい。</p> <p>過去からの原価等の推移や、各部門の原価が総費用に占める構成比に関する分析については、平成29年度版より実施し、ホームページ上で公表している。</p>	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
5	随意契約の見直しについて【収集業務課】(P70)	<p>市と各収集業者との間ではすべて随意契約(契約期間は単年度)を締結しており、契約を開始した時点での各収集業者と現在に至るまで随意契約を更新し続けている。また、収集方法が現在の5分別収集となつてからは、平成21年10月から、可燃ごみ収集を週2回に変更するにあたり、可燃ごみ及び不燃・有害ごみ収集委託業者の担当区域を変更しているが、それ以外は、収集区域の変更はなく、同一の業者が同一の収集区域で収集を行っている。一般ごみの収集方法が変わるたびに業者数が増加しており、通算の契約期間が最も長いもの(B社)は昭和35年4月から50年以上、随意契約を更新することによって、継続して契約関係にあり、最も新しく契約を締結している業者(Y社)も平成15年4月から12年以上という長期の契約関係にある。市と各収集業者との委託契約をすべて随意契約としている背景としては、廃棄物処理法及び施行令並びにこれに基づく環境省通知によるとしている。その指針によると、市場性・経済性だけにとられず、安定性の問題を重視すべきであるとされている。その他にも、収集業務課としては、狭隘路や各ステーションの要望の処理実績などに関して、長期間契約を締結している各業者に収集ノウハウがあり、競争入札の実施により担当業者が変更になった場合、収集漏れや収集時間の変動による混乱の発生が予想されるためであるという認識を持っている。</p> <p>一方、現状において各業者の収集経路や各ステーションの要望を収集業務課では把握していない。安定性の問題を重視するのであれば、むしろ、業者の倒産や業務廃止に備えて、収集業務課において各業者の収集経路や各ステーションの要望を把握することが必要であると考えられる。また、環境省が公表している指針等に基づき、随意契約を行うことは違法ではないと考えられるが、競争入札に変更することは各自治体の判断により実施することができるものであり、他の団体でも競争入札に変更している団体も少なくなく、競争入札に移行する団体は増加傾向にある。したがって、上記の理由だけでは、現状の随意契約を継続し、競争入札に変更することを検討しないことについて、積極的に合理的な理由に乏しい。</p> <p>随意契約であることもあり、契約金額が適正価格を超過していることが懸念され、随意契約により長期に市と収集業務委託契約を取り交わしている業者にとっては、随意契約そのものがある種の「既得権益」化していないか、懸念される。</p> <p>このようなごみ収集運搬業務の委託契約について、現在の随意契約から、競争性についても担保することが可能である競争入札の実施に向けて検討するよう要望する。また、ごみ収集運搬業務の委託契約に関して、仕様発注方式の業務委託契約形式から性能発注方式の業務委託契約形式へと切り替えを検討するよう要望する。</p>	対応済	<p>収集運搬業務については、平成30年度から市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、可燃ごみ・剪定枝等、不燃ごみ・有害ごみの収集運搬委託業者全てにより設立された組合に、一括契約することとした。一括契約したことにより収集区域の見直しが行われ、収集車両数を増加することなく収集品目(剪定枝の収集)や、収集区域(若葉住宅地区等)の増加に対応している。</p> <p>また、令和2年度から性能発注を導入し、令和3年度には資源ごみにも範囲を広げ、各車両の収集状況の分析を行うことで、最適な収集ルートや収集区域の見直しを継続的に行っている。</p> <p>なお、事務局が収集・管理している情報をもとに、リアルタイムの収集状況や分別について市民からの問合せに答えるコールセンターを運営しているほか、欠車時やごみの排出量の変動に合わせて組合内でスムーズに配車指示を行い、遅滞なく収集を継続する応援体制が確立されている。</p>	収集業務課
6	収集区域の見直しについて【収集業務課】(P79)	<p>現状では、曜日によって収集区域が異なるが、収集区域が必ずしも各業者の近隣となっているわけではなく、収集区域が市のほとんど全域(すべての区)に分散しているような業者も複数ある。効果的で効率的なごみ収集業務を実現する上でも、また、ごみ収集車の台数を再検討するに当たっても、収集業者ごとの移動距離を短くし、ごみ収集車両の稼働を効率的にすることが求められている。現在の収集運搬業務委託の単位としての収集区域は多数の細分化された状況となっており、委託業者の立場から見ても業務実施の効率性や経済性に欠ける面があるものと考えられる。また、細分化された収集区域であると、収集業務課における業務委託契約の事務処理や委託業者に対するモニタリング業務が極めて煩雑であり、本来実施すべきであると考えられる月報等のデータ分析とそれに基づく委託業者指導が実施されないことが懸念される。</p> <p>多数の細分化された収集業務委託の収集区域について、各収集運搬委託業者にとっても、収集業務の効率性等(範囲の利益)を追求することができるように、また、収集業務課としても適正な業者指導等が可能となるように、一つ一つの業務委託の範囲を広域化するなどの見直しを行うよう要望する。具体的には、市の行政区域を適切に6分割して収集業務区域とするなどの見直しを行うなどである。</p>	対応済	<p>収集運搬業務については、平成30年度から市民サービスの向上及び業務の効率化を目的として、可燃ごみ・剪定枝等、不燃ごみ・有害ごみの収集運搬委託業者全てにより設立された組合に、一括契約することとした。一括契約したことにより収集区域の見直しが行われ、収集車両数を増加することなく収集品目の増加(剪定枝の収集)に対応している。</p> <p>また、令和2年度から性能発注を導入し、令和3年度には資源ごみにも範囲を広げ、収集データを基に、収集作業の終了時刻と走行距離を平準化することを条件とした収集区域及びルートの最適化、適切な車両台数についての検討を継続的に行っている。</p>	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
7	指定収集袋の棚卸の確認等について【収集業務課】(P84)	<p>保管業者が本来実施する指定収集袋の棚卸については、基本的に毎月実施されることとなっている。しかし、保管業者からの報告で送付された一覧表(エクセル・ファイル)において入力ミスがあり、在庫数量が実際の数量と一致しないことがあったということである。その後、収集業務課では保管業者が行う指定収集袋の在庫の棚卸を年間で一定の時期に現地で確認する実務に改めている。</p> <p>現在、収集業務課が実施している保管業者の指定収集袋の確認業務については、その実施のための手法を記したマニュアル等がない。ちなみに、民間企業の棚卸立会等では在庫のテストカウント(適切なサンプル数で在庫を抜き出して企業が実施する棚卸の正確性や在庫の実在性等を確認する行為)及びカットオフ(最終仕入在庫の納品書等)を入手し、仕入等の原価・経費の期間帰属が正確であるかどうかを確認する行為)が実施され、企業の棚卸作業の正確性等を検証している。このような民間企業の実施手法等は、収集業務課が実施する定期的な確認等にも適用することが効果的であるものと考えられる。</p> <p>収集業務課として実施する指定袋の在庫確認は今後も定期的実施し、また、指定袋保管業者が行う指定袋の棚卸等の状況報告においても、指定袋の枚数等に誤りがないよう適切な指導を実施されることを期待するが、その実施手法について、民間企業におけるテストカウントや必要な仕入及び納品等に係る証書類を入手し検査するなどの方法を含めて、保管業者が実施する指定収集袋の棚卸の実効性を確認することが必要である。そのためには指定収集袋の棚卸の確認等に係る明確な実施マニュアル等を作成し効果的で効率的な検査業務等を実施すよう要望する。</p>	対応済	<p>当市作成の仕様書通り管理運営ができていないかの確認及び受託業者から申告があった在庫管理手法(パレットへの積載数量、ラッピング等による荷崩れ防止策、入庫年月日や製造業者名の表示、納品書の管理等)に基づいた管理が適切に成されているかを確認するための、チェックリストを作成して、定期的に在庫状況の確認を現地で実施している。</p>	収集業務課
8	指定袋の製造計画・契約について【収集業務課】(P84)	<p>定例の入札は平成25年7月の1社のみであり、その後に追加分の製造のため、3社と随意契約を行っている。いずれの種類の指定袋も、定例と比較して追加分の単価は高くなっている。平成26年度は4月、7月、9月、11月及び12月に定例の入札を行っており、同年4月及び5月にも追加分の契約を3社と締結(いずれも随意契約)している。契約単価は、いずれの種類の指定袋に関しても、随意契約の契約単価の方が入札に基づく契約単価よりも高くなっている。特に、可燃用45ℓの指定袋の契約に関して、4月の入札(2月に入札公告)では920万枚を発注し、その後、4月及び5月では、当初の入札における発注枚数を大幅に上回る1,567万枚を発注している。可燃用45ℓの指定袋の定例の契約単価は、8.99円であるが、追加分の契約単価は10.47円で16%の割高となっている。なお、同年7月以降の定例の入札では、可燃用45ℓの指定袋については全く入札が行われていない。平成26年度は指定袋の製造等の開始直後であるとともに、消費税増税による予期できない「ついで買い」があったため、指定袋の需要を正確に把握することは困難であったとも考えられる。しかし、定例の入札直後に追加分の発注を大量に行い、その後、定例での入札を全く行わないとするのは、指定袋の製造費用を徒に増大させる結果となるばかりでなく、在庫管理事務等を含めた事務手続が煩雑となり、経済性及び効率性の面で改善を要するものと考えられる。</p> <p>今後は、現在の在庫数量の把握を適時に行い、その上で、指定袋の需要予測、適正在庫数量の設定及び合理的な指定袋発注回数を検討して、定例の入札により数量を平準化して指定袋の発注を行うよう、要望する。</p>	対応済	<p>平成26年度は指定袋の製造等の開始直後であるとともに、消費税増税による予期できない「ついで買い」があり、指定袋の需要を正確に把握することが困難であったため、4月、7月、9月、11月及び12月に定例の入札を行い、4月、5月に追加契約を3社と締結(いずれも随意契約)した。</p> <p>平成27年度以降は、指定袋の需要が安定してきたことから、需要予測に基づく適切な在庫数量を見極め、年間3回(3月、6月、9月)の入札を基本として、発注を行っている。</p>	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
9	直営による粗大ごみ収集業務について【収集業務課】(P95)	<p>直営による粗大ごみ運び出し収集件数は、各事業所別で平均1.2～3.3件と極めて少ない。一般の収集に対する比率も1.0～1.4%にすぎず、自宅まで赴いて運び出しを行う労力を考慮しても、他の一般ごみの収集運搬業務の委託業者が現状の収集運搬業務に加えて、運び出しを行うキャパシティは十分にあることが推測される。確かに、粗大ごみを自ら排出することが困難な高齢者・障がい者等に対して自宅から運び出しをするサービスは非常に有用なものである。しかし、粗大ごみの収集運搬業務を外部の収集運搬業者に委託しながら、高齢者・障がい者等に対してのみ直営によって別にコストをかけて行うことが妥当であるかは別の問題であり、同様のサービスが民間事業者でも実施できるようであれば、費用対効果の観点から合理的な検討を行う必要がある。例えば、民間の引っ越し業者等が市民の自宅に入って家具等の運び出しを一般的に行っていることから、市民への接し方、粗大ごみの運び出し方などをマニュアルに記載したり、研修を行ったりなどして、収集運搬業者に適切に指導すれば、問題なく外部の業者が自宅からの運び出しを行うことは可能であるものと考えられる。</p> <p>直営による粗大ごみ収集運搬業務については、外部委託により行うことを検討するよう要望する。</p>	対応済	<p>外部委託化にあたっては、人員や車両の確保、屋内からの運び出しスキルなどの課題があったが、業者からのヒアリングにより各課題に対応し、サービスレベルを確保できる見通しが立った。</p> <p>また、委託化に伴う環境事業所の職員体制の目途が立ったことから、令和6年1月から中央区及び美浜区において粗大ごみ運び出し収集の外部委託を開始し、段階的に全市に拡大していくこととした。</p>	収集業務課
10	収集業務課所管の清掃機材倉庫の管理について【収集業務課】(P101)	<p>花見川・稲毛環境事業所の清掃機材倉庫には、収集業務課所管の物品(環境事業所の業務上用いることはないもの)が大量に保管されていた。この点については、花見川・稲毛環境事業所内にある清掃機材倉庫の財産管理は、収集業務課において台帳管理も含め実施していることを確認した。このような花見川・稲毛環境事業所内にある清掃機材倉庫の財産管理について、防火管理者責任者の実質的な現場管理をどのように実施するのか、当該建物は、実際には花見川・稲毛環境事業所内にあることから、日頃から花見川・稲毛環境事業所の所長以下職員目の届くところにありながらも、その中で保管するものや建物の管理状況が全く分からない状況の中で、本庁の収集業務課が建物の維持管理やその中の保管物の管理を行っていることが財産管理の面で不都合はないのか等の疑問がある。</p> <p>収集業務課は花見川・稲毛環境事業所と協議し、実質的な建物の防火管理も含めて維持管理の効果的で効率的な管理の方法やその倉庫の中で管理する物品の情報共有と危機管理(火災等の発生時の管理)の面での対応などについて、現場の実態に即した現実的な対応を取り決めておくよう要望する。</p>	対応済	<p>花見川・稲毛環境事業所内にある清掃機材倉庫は、防火管理者責任者の設置は不要な施設であるが、火災等の不測の事態が発生した場合は、花見川・稲毛環境事業所が消防等の関係機関への通報等の初動対応を行う旨を収集業務課と協議済みである。また、収集業務課と花見川・稲毛環境事業所で保管物の情報の共有を行うこととした。</p>	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
11	パトロール業務について【収集業務課・環境事業所】(P105)	<p>各事業所で毎月延べ100～140人程度が通常の業務時間外に行う早期パトロール(分別排出、持ち去り)および夜間のパトロール(不法投棄)に従事している。そのため、各環境事業所においては職員一人当たり15時間程度の時間外労働が発生している(作業員の平均残業時間はこれより若干多い)。</p> <p>一方、ステーション等に排出される不法投棄ごみのうち、開封調査の結果により、一定程度は小規模事業者からの排出であることが推測されている。環境事業所においても家庭系廃棄物の適正排出指導業務が廃棄物ステーションにおいて実施されているが、事業系廃棄物を一部家庭系ごみの指定袋等に含めてステーションに出す小規模事業者に対する指導については、環境事業所においては所掌事務にないことから原則として、実施しないこととなっている。</p> <p>時間外労働が多く発生することを抑制するため、必要な教育・指導(研修)を実施の上、環境事業所が行う夜間パトロールの中で、不法投棄監視員のサポートを受けることを検討するよう、要望する。</p> <p>ごみのステーションにおける分別排出の検査のために行う早期のごみの収集についても、収集業者のごみの収集に合わせて実施し、少人数で効率的に実施することを要望する。また、業務分掌上、小規模事業者の不法投棄指導についても所掌事務の中を含め、本庁部門(収集業務課)だけではなく、現場を熟知した環境事業所の職員による指導業務の可能性について検討するよう要望する。</p>	対応済	<p>① 6月に2日間及び12月に2日間、ごみステーション管理者である町内自治会と協働で合同パトロールを行い、廃棄物適正化推進員や不法投棄監視員とも連携している。</p> <p>② 小規模事業者の家庭ごみステーションへの不法投棄については、平成29年度より初動調査指導を環境事業所にて実施している。なお、事業所事務分掌規則の改正については、同規則に規定されている一般廃棄物集積所の受付、指導及び調査に関する業務の一環として実施するため、不要となった。</p> <p>③ 早期パトロールについては、指定袋での排出が定着したため平成30年10月よりルーティンでのパトロールを中止し町内自治会から要望のあった時に実施することとした。</p>	収集業務課、環境事業所
12	苦情処理等について【環境事業所】(P105)	<p>花見川・稲毛環境事業所においては、市民からの苦情・要望に係る処理報告件数が集計されていなかった。市民からの苦情・要望を類型化・定量化し、適切に対応することができるような体制を構築する観点から、市民からの苦情・要望は種類ごとに件数・内容を集計することが適切である。また、市民からの取り残し(不適正排出等の場合の対応)及び取り漏れ(本来収集すべきごみの、委託業者による収集漏れ)の連絡に対応して、前者の取り残しについては、一定のルールに基づき環境事業所が収集を行うことがある。一方、取り漏れのごみについては、当該区域の収集を受託している業者が行うものとして位置付けている。しかしながら、市民からの苦情では、そのような行政内部の事情又はルールについて考慮されずに出されるものであり、市民に密着したごみステーション等におけるごみ収集作業においては、日々時間の猶予がなく対応を迫られる問題の一つである。</p> <p>以上のような市民からの苦情・要望に対して効果的、効率的に対応するためには、各環境事業所のこれまでの努力を今後も継続的に実施するとともに、収集業務課が所管する委託業者とのより緊密な連携を進め、委託業者との情報共有の一層の推進により、委託業者の市民に対する行政サービス面での意識改革を促す現場での活動にさらに努めるよう要望する。</p>	対応済	<p>ステーションに排出されたごみに対する市民からの苦情・要望(取り残し、取り漏れ)については、各環境事業所で受付・処理の記録があるが、一部、集計されていなかったことから、今後、統一的な区分を設けて集計作業を行い、収集業務課へ定期報告する。</p> <p>また、委託業者との情報共有の推進を図り、委託業者の意識向上に向け指導していく。</p>	環境事業所

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
13	各環境事業所の作成書類について【収集業務課・環境事業所】(P106)	<p>不法投棄指導および処理、分別・排出指導、資源物等の持ち去り防止の各業務に関して、収集業務課作成の『分別排出指導マニュアル(第5版)』および『資源物等の持ち去り対策マニュアル(第3版)』に挙げられている日報・月報等の書式以外は、各環境事業所で異なったフォーマットで報告がなされており、記載事項も各環境事業所で異なる方式となっていた。また、不法投棄に対する指導及び処理については、業務マニュアルが作成されていない。不法投棄に対する指導等に係るマニュアルについては、記載事項・検討事項に漏れがなく、報告の水準を各環境事業所で同じくするため、不法投棄指導および処理についてもマニュアルを作成する必要性は高いものとする。また、収集業務課と各環境事業所が情報共有及び協議を行うなどして、各案件や集計表についての担当者・場所・品名・状況・対処・顛末などを網羅した共通のひな形を作成することも事務処理の便宜上、必要であるとする。したがって、不法投棄指導および処理についてもマニュアルを作成することを要望する。また、不法投棄指導および処理、分別・排出指導、資源物等の持ち去り防止の各業務に関して、それぞれの案件および集計のために使用する、担当者・場所・品名・状況・対処・顛末などを網羅した共通のひな形を作成することを要望する。</p>	対応済	平成30年度に各環境事業所共通の業務マニュアルを作成し、不法投棄指導等について、書式の統一化を図った。今後は、各環境事業所で情報共有を図り、必要に応じて、業務マニュアルを見直していく。	環境事業所、収集業務課
14	勤怠管理について【環境事業所】(P107)	<p>職員の勤務時間は、A班が午前8時15分から午後5時まで、B班が午前8時45分から午後5時30分までとなっている。ところが、早朝分別排出指導は午前7時から開始していること、夜間パトロールは午後5時から開始していること、分別・排出指導等を土曜日に行っていることから、不可避免的に時間外労働すなわち超過勤務が発生することとなり、各環境事業所において、作業班の職員を中心に毎月10～25時間程度の超過勤務が発生している。休暇及び体調不良等、勤務の交代により、職員間で若干の残業時間のばらつきはあるものの、当番表に基づく勤務により、残業時間の平準化を図っている。ただし、再任用職員については、日常業務及び夜間パトロール従事としており、早朝の勤務は免じていることから、残業時間は少なくなっている。なお、事務職員にあつては、業務の繁忙期など、班及び担当に業務が集中する時期があることから、極力、班及び担当者間で事務分担等、業務の調整に努めている。</p> <p>このように、環境事業所の通常業務の実施によって超過勤務が恒常的に発生する体制は職員の安全健康管理面においても望ましくないため、i 業務全般の見直しにより効率化を図ること、ii 高齢者・障がい者の粗大ごみの搬出及び前述の業務を環境事業所において行うのではなく、委託業者に行わせることなどが考えられる。また、職員の勤務時間等の割振りを別に定めることにより対応することも考えられる(地方公務員法第24条第6項、千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する条例第3条第2項本文、ただし書及び千葉市職員の勤務時間、休暇等に関する規則第3条第1項、第2項、第3項)</p> <p>作業班の職員の勤務時間については、業務全般の見直しによる効率化、業務委託による対応及び職員の勤務時間の割振りの別途の定め等による対応により、時間外労働時間の発生を抑制し、より効果的な業務実施を目指すよう要望する。</p>	対応済	<p>① 早朝パトロールについては、指定袋での排出が定着したためH30年10月よりルーティンでのパトロールを中止し町内自治会から要望のあった時に実施することとした。</p> <p>② 委託で行っている、ごみステーションでの不法投棄防止監視業務と、環境事業所によるパトロールの役割分担を整理することなどにより、所管業務のさらなる効率化を検討していく。</p>	環境事業所

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
15	各環境事業所の管轄区域について【環境事業所】(P107)	環境事業所の管轄については、環境事業所の名称に示されている2つの区ごとに分けられている。若葉区の一部の区域は明らかに若葉・緑環境事業所よりも中央・美浜環境事業所からの方が近くっており、作業の効率性の面でも改善の余地があるものと考えられる。業務の効率化の観点から、環境事業所の名称にとらわれることなく、管轄区域を再検討するよう要望する。	対応済	環境事業所間の連携を密にし、不法投棄や動物死体処理等の緊急事案は管轄区域を超えて臨機応変に対応している。	環境事業所
16	所内会議議事録について【環境事業所】(P109)	所内会議終了後、参加者から他の職員に会議の内容を説明するほか、重要事項については、全体会議を開催し、場合によっては関係文書を確認するなどして、環境事業所内での周知に努めている。しかし、それらの会議の内容を文章で記した議事録を作成し、回覧しているのは若葉・緑環境事業所だけであった。所内会議は所内における重要事項を話し合う場であり、情報を事業所全体で正確に共有する必要があることから、開催日時・参加者・議題・発言者等を明記の上、協議・報告事項を具体的に記載した議事録を作成することが適切である。また、上記留意事項については定例的な協議・報告事項とするとともに、環境事業所の主要業務である不法投棄・容器違反・持ち去り・苦情要望などについては、それらの件数(前年比)、主な内容、経過及び今後の対策等を定例の協議・報告事項とすることが適切であるとする。重要事項の情報共有等を進めるためにも、重要事項を所内会議に報告することや所内会議終了後速やかに、議事録を作成し、環境事業所内で回覧することを要望する。	対応済	①若葉・緑環境事業所は会議終了後、議事録を作成し回覧していたが、中央・美浜環境事業所及び花見川・稲毛川環境事業所は議事録を作成していなかった。ご意見を受け、花見川・稲毛環境事業所は平成28年1月、中央・美浜環境事業所は平成28年4月から議事録を作成し、所内回覧を行っている。 ②また、今後は主要事業等について、前年度と比較して報告・協議するなど所内会議の充実を図っていく。	環境事業所
17	支払区分の違いによる尿助成金単価の根拠について【収集業務課】(P112)	汲取り対象の性質によって助成金単価と支払対象数が異なっている。平成26年4月1日に助成金単価を増額改定しており、その根拠資料の提供を受けたが、それ以前の助成金単価の決定については、見つけられないという理由で根拠資料の提供を受けることができなかった。助成金については毎年決算の承認は得られているが、その内容については、次の懸念事項について検討の余地があるものと考えられる。 i 増額改定前の助成金単価は、従量制を定額制と比較すると、普通区域は、従量制が定額制の2.45倍(980円÷400円)であるのに対して、特別区域は3.375倍(1,620円÷480円)となっている。そして、増額改定したことによって、普通区域は2倍(1,160円÷580円)であるのに対して、特別区域は2.7倍(1,800円÷660円)となっている。資料がないために、改定前の算定の根拠がそれぞれ不明確であり、定額制と従量制との違いによる負担度が実態を反映しているかも不明確である。そして、増額改定は一律180円であるため定額制と従量制の倍率は増額改定の前後で変更されている。変更後の割合が収集業者の負担割合を反映しているかについても明確でない。 ii 増額改定前の特別区域の定額制は、月1回収集で480円、月2回以上の収集となると1回当たり270円であった。月に収集する回数が異なることによって、助成金単価を変更することの理由が明確ではない。また、それは増額改定後も同様である。 し尿助成金単価については、毎年の助成金予算の確保に係るものであり、増額改定部分だけでなく、その基礎となっている算定根拠についても確認できるよう資料を整えるよう、要望する。また、道路状況や燃料費、車両の燃焼効率等は、毎年度変動することが考えられるため、助成金額が当該事業を取り巻く経済環境に適した金額となっているかどうか、随時検証することを要望する。	対応済	助成金単価については、ゼロベースでの検証を行い、見直し結果を平成31年度予算に反映させ、助成金交付要綱を改正し、平成31年4月1日より施行した。 結果として、改定は、前回、前々回の一律増額改定でなく-90円～+1,280円の改定幅となった。	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
18	し尿助成金単価改正の算定根拠の妥当性について【収集業務課】(P113)	<p>i し尿収集経費の積算にあたって、給与等の人件費を運転手と作業員の2人で計算している。しかし、実際には1人で作業している事案が確認されている。そのため、費用概算にあたって、一律に2人で人件費を積算していることで費用が過大に計算されていると考えられる。</p> <p>ii し尿収集の積算にあたって、事務所費の名目で事務員の給料が集計されている。事務員の給料は車両の台数によって大きく変動するとは考えられない。しかし、事務所費と他の費用との合計値に必要な車両台数を乗じて、経費概算を積算している。そのため、事務員の給料の発生の性質と、積算方法が整合しているとは言えない。ただし、実際の収集許可業者数は5社であるのに対して、通常は事務員もその人数以上であると考えられる。そして、必要な車両台数として計算された台数は5,441台であり、偶然にも業者数5社と近い数字になっているため、積算金額が著しく過大に計算されているとはいえない。</p> <p>iii 平成24年度し尿収集業5社の手数料に公共施設に係るものは含まれていない。しかし、し尿収集の概算経費の算定には、公共施設から汲み取ったし尿も含めた衛生センターへのし尿搬入量が積算根拠として利用されている。そのため経費の概算には公共施設のし尿収集に要する費用が含まれており、積算した費用は過大になっていると判断できる。ただし、実務上は公共施設であるか否かに関係なくし尿の収集を行っていることから、公共施設のし尿搬入量のみ分離把握することは困難であると考えられる。そのため、し尿収集業者収入に、公共施設し尿収集運搬業務委託金額を追加で計上して、公共施設に係るし尿収集委託業務の影響を助成金単価に反映させるべきである。</p> <p>iv し尿収集量は、毎年減少の一途をたどっており、過去の実績から考えて今後も減少していく可能性が非常に高いと考えられる。減少率は過年度の実績から概ね推測できる。支給対象件数の毎年の減少を見込んで、その実態に合わせて毎年支給単価を再検討する必要があると考える。</p> <p>し尿収集運搬業務は、し尿汲取り便所を利用する市民にとって必要不可欠であり、公共性が非常に高いと考えられる。したがって、助成金単価の決定にあたっては、許可業者の安定的な運営だけではなく、助成金単価決定の公正性及び透明性も求められる。しかし、(現状・問題点に記載された)事実から、助成金単価の増額改定にあたって十分な検討がされているとは言い難い。したがって、許可業者の経営状況や事業の状況を総合的に検証し、助成金金額について見直すことを要望する。また、助成金の計算にあたって、収入を実績で計算しているのに対して経費は概算で計算している。概算金額では収集許可業者の経営の実態を必ずしも反映しているとは言い難いことから、概算ではなく実績の経費を集計し、助成金単価の計算に利用することを要望する。</p>	対応済	助成金単価改正に必要な資料を許可業者より入手し、実績及び実績を基にした見積もりから助成金額を算定、改定し平成31年4月1日より施行した。	収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
19	建物台帳の期末簿価について【廃棄物施設課】(報告書P119)	<p>現在の衛生センターの遊休設備は、取得価額で36億4,734万円であり、一方、旧衛生センターの稼働終了の施設は、延床面積で3,025.63㎡、取得価額で2億1,916万円、期末簿価で3,153万円の状況である。</p> <p>期末簿価については、新地方公会計モデル(総務省平成18年4月:基準モデルに基づく時価評価手法)により、取得価額にデフレーターを乗じて再調達価額を算出した後、耐用年数による減価償却を実施し、取得価額から当該減価償却累計額を控除して期末簿価を算定している。総務省が公表した新地方公会計モデルでは、資産として認識する際の要件として概ね次の2つを掲げている。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 将来の資金流入をもたらすもの。 ii 将来の行政サービス提供能力を有するもの。 <p>また、地方公共団体の場合、将来に向けた現時点での行政サービス提供能力をより適切に評価できるという考え方から、再調達価額を基本とする公正価値評価を原則にしている。これは、仮に、現在使われている資産が滅失した場合に、同様な行政サービスを引き続き提供するためには、滅失した資産と同様のものを再取得する必要があるものと解される。ただし、著しい破損や陳腐化があった場合は、再評価を行う必要があり、用途変更があった場合には、当該建物の使用状況や環境の変化等を勘案し、その後の経済的使用可能年数を見積もり、耐用年数を変更する必要がある。</p> <p>旧衛生センターについては、用途の廃止決定により、将来の資金流入をもたらさず、かつ将来の行政サービス提供能力は有していないものと考えられるため、期末簿価については、再調達価額を基に算出する方法は実態に即していない。売却可能資産の評価方法に準じ、実現可能価値または市場価値により評価し、実現可能価値または市場価値が識別できない場合には、資産価値がゼロ(又は備忘価格1円)であるとして評価することを要望する。</p>	対応済	<p>旧衛生センターについては、用途廃止手続きを完了するとともに、市場価値を有していないことから、期末簿価の算出方法を見直し、平成27年度期末簿価を備忘価額(1円)とした。</p>	廃棄物施設課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
20	し尿処理施設の効率的な運用について【廃棄物施設課】(報告書P120)	<p>衛生センターでは、し尿等の受け入れと前処理のみを行い南部浄化センターへ圧送しているため、し尿等の処理設備の多くは稼動していない。しかし、し尿等の受け入れや前処理のためには、少なからざる人員や修繕費など維持管理経費を負担している。今後も下水道整備等が進むにつれてし尿の搬入量が減少するものと予想されるため、衛生センターの運営について更なる合理化を行い、効果的で効率的なし尿等の処理が求められているものと考えられる。</p> <p>例えば、現在は、し尿等を含む下水道からの汚水に係る処理は南部浄化センター等の下水道局の事業(公営企業会計)として実施され、一方、し尿及び浄化槽汚泥の処理は一般会計の事業として衛生センターが実施している。これらの事業のうち、し尿等の前処理業務も含めて、衛生センターの事業を南部浄化センターに一括して事業委託等を実施した場合には、現在の衛生センターの管理運営経費の削減が可能であるものと考えられる。</p> <p>一方、南部浄化センターで追加の費用が発生する可能性が考えられる。主なものは、新規のし尿等受入貯留設備建設費用、追加の人員に係る人件費、修繕費、電気料金であり、衛生センターでも発生していた項目であるが、規模の経済により、各種経費の削減が期待できる。なお、運転管理業務委託費のうち変動費として南部浄化センターでも発生する可能性が高いのは活性炭交換業務直接経費 165 万円のみである。</p> <p>し尿等処理施設の効果的で効率的な運用のために、衛生センターの業務委託費(平成 26 年度:58,968 千円)の内容を見直すと同時に、下水道処理施設への直接投入の可能性の検討を要望する。</p> <p>上記の人件費の削減対象以外にも、し尿等受入設備・前処理設備を新設する代わりに作業担当者の工数や修繕費、電気料金が削減できる可能性など、他の直接業務費や諸経費も含めて、長期的な事業費総額の削減について検討することを要望する。</p> <p>他団体では、し尿等の下水道処理施設への直接投入を行っている事例がある。当該事例(国土交通省の補助事業で、北海道の市町村等で実施している直接投入事業の事例)を参考にすることも要望する。</p>	対応済	<p>し尿及び浄化槽汚泥を処理するためには、前処理設備にて、夾雑物(し渣・砂等)を取り除く必要があるが、現在の下水道処理施設である南部浄化センターにおいては、し尿の前処理設備が備わっておらず、直接投入はできない。</p> <p>当面の間は、し尿の前処理設備を備えた衛生センターにおいて、し尿の受け入れ及び前処理を継続し、衛生センターの老朽化が進み、稼働が困難と見込まれる場合には、下水道処理施設への直接投入について検討を行うこととした。</p>	廃棄物施設課
21	委託費増加額の妥当性について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P130)	<p>臨機の措置等による損傷による対応を、委託業者へ発注していることは、新港清掃工場が長期責任型運営維持管理業務へと移行しており、委託業者以外では対応できないという理由により、一般的には合理性があるものと推測される。一方、臨機の措置等を講じたことによって生じた委託費増加額については、新規の契約ではなく本体契約の変更契約であり、委託契約の変更手続に関する規則がないため、当該変更契約の事務手続については、個々の契約の実情に応じて処理している。</p> <p>臨機の措置等を講じたことによって生じた委託費増加額についても、市として、契約手続の恣意性の排除のため、また、経済性・効率性をより追求するためにも、新規契約に準じた契約手続に基づき、特記仕様書、設計図書等の書類を作成するよう要望する。</p>	対応済	<p>臨機の措置等を講じたことによって生じた委託費増加額についても、新規契約に準じた契約手続に基づき、特記仕様書、設計図書等の書類を作成することとした。</p>	廃棄物施設維持課、新港清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
22	委託費増加額に含まれる利息相当額について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P131)	<p>臨機の措置等を講じたことによって負担することとなる費用については、委託費の中の固定費が増額される形で、翌年度以降の運営期間内での均等払いとなる。例えば、平成25年度に臨機の措置を講じたことによって負担することとなった費用は、翌年度の平成26年度から運営期間終了年度の平成29年度までの4年間での均等払いとなる。これらの費用については、委託業者が下請業者に対して支払いを完了し、一時的に委託業者が全額を立て替えているものとは推測される。したがって、既に役務の提供が完了している行為に対して分割払いを行っているため、支払額の中には利息相当額等が含まれている可能性がある。</p> <p>臨機の措置等を講じたことによって生じた費用については、支払額の中には利息相当額等が含まれている可能性があるため、市として経済性、効率性をより追求する立場からは委託費の中の固定費が増額される形で翌年度以降の運営期間内での均等払いとする手法以外でも、役務の提供が完了した時点での一括払いとする等、利息相当額等の費用負担が発生しない手法についても検討することを要望する。</p>	対応済	増額した委託費に利息等は含まれておらず、SPC(特別目的会社)と市の間で合意し、契約しているため、問題ないと考えている。	廃棄物施設維持課、新港清掃工場
23	運営期間満了時の引渡し方法について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P135)	<p>長期責任型運営維持管理業務の運営期間は、北清掃工場では平成19年4月1日から平成34年3月31日の15年間、新港清掃工場では平成23年4月1日から平成30年3月31日の7年間と長期に渡っている。運営期間満了時において、運営期間開始時に市が引渡した消耗品及び予備品と同様の品目、数量を市に引渡すものとされているが、同様の品目、数量を揃えることの煩雑さに加え、規格変更等の理由により、同様の品目を引渡すことが難しい状況も想定される。</p> <p>運営期間中の物価変動、運転期間満了時に同様の品目・数量を準備することの煩雑さ、規格変更等を考慮し、同様の品目、数量を市に引き渡すことに代えて、時価等に基づいて評価した金額による価額で精算する方法等も検討することを要望する。</p>	対応済	<p>運営期間満了後においても、工場を引続き稼働する場合には、消耗品等を揃えておくことが必要であるため、現物での引渡しが不可欠であると考えられる。</p> <p>しかし、新港清掃工場は令和7年度末で運営期間満了を迎えるとともに廃止の予定である。さらに、令和7年度は新清掃工場の試運転も始まり、ごみ量など契約に関する内容も変更する必要が生ずると考えられることから、消耗品などの扱いについても併せて同時期に検討することとした。</p>	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
24	モニタリングの記録について【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P137)	<p>市は、委託業者により提供されるサービスの水準をモニタリングすることで、サービスの質を確保している。具体的には、委託業者が作成する業務完了報告書等の実績報告書を書類確認することを基本とし、担当者による施設の立入結果等を必要に応じて適時実施することで、委託業者の業務遂行状況をモニタリングしている。しかし、監視・立入検査については、必要に応じて適時実施しているということであるが、確認の結果を記録していない。長期責任型運営維持管理業務が常態化する中でモニタリングの結果を記録として残していないことにより、実際の現場で培われていた知識や経験の習熟機会が不足し、今後の契約更新時において対等な関係を維持することができない可能性が懸念される。</p> <p>工場の担当者は、ごみ処理施設の管理・運営に関しても習熟し、技術的ノウハウを十分保持している必要があり、性能発注に基づく委託業者のサービスの質が適切に評価されているのかどうか、事業の実施状況を常に把握しておく必要がある。今後は、監視・立入検査や委託業者の業務遂行状況のモニタリングを実施した際には、モニタリングの際のチェック・ポイントを作成し、評価指標を特定して明確にし、数値化することで客観的にモニタリングを実施し、問題点や改善状況等を記録することを要望する。</p>	対応済	平成28年度4月より、現場立会い作業の記録を、所属職員が共有するファイルに書き込む運用を開始し、現在も継続している。記録表には、日時・件名・場所・内容・市職員立会者・受託業者立会者を記録できるようになっている。また、報告・対応・原因究明・暫定対策・恒久対策(再発防止策)の観点から、受託業者の作業を5段階評価で点数付けする欄も設けており、これにより、提供されるサービスの質(水準)を確保していく。	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場
25	業務範囲の見直しについて【廃棄物施設課、新港清掃工場及び北清掃工場】(P138)	<p>長期責任型運営維持管理事業においては、委託期間が長期間に渡るため、運営期間開始時には想定していなかった事態が発生することが想定される。例えば、このような契約書の中に規定された市の業務範囲のうち、許可ごみの受入に係る料金徴収業務等のように、運営期間開始時には市の業務範囲に含めていた業務であっても、その後の経済情勢の変化等により、民間業者への委託が効率的かどうか、再検討が必要と思われる業務もある。また、ノウハウが蓄積されモニタリングが効率的に実施できる場合のように、運営期間開始時に想定していた市の業務量が削減され、人員配置が適正に行われているかどうか、再検討が必要と思われる場面も想定される。</p> <p>今後は、運営期間の中間時等、長期責任型運営維持管理業務が一定期間経過した時点において、定期的に業務範囲の見直しを含む契約内容の見直し条項を契約書に追加することを要望する。</p>	対応済	本長期責任型運営維持管理事業において、市と民間の業務分担は公募時に明確化されており、これまでに変更を行ったことはなく、今後も想定されない。万一業務分担を変更する必要性が生じた場合は、契約約款第68条の、「本契約に定めのない事項については、甲及び乙は協議の上その解決に当たるものとする。」に基づき協議する。	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
26	事後保全より予防保全について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P142)	<p>清掃工場を構成する設備、機器に対し行う保全の対応は、設備、機器の故障停止又は著しく機能低下してから修繕を行う方式である事後保全と、機能診断等で状況を把握して性能水準が一定以下になる前に保全処置を行う方式である予防保全に分類される。北谷津清掃工場は、平成28年度末で廃止予定とされていることから、整備修繕は予防保全ではなく事後保全よりとしている。その結果、市は、委託業者が適切に運転管理を行っても、予期せぬ故障等は発生しうろと考えている。</p> <p>事後保全よりの修繕とは、委託業者が、日常監視の中で異常値の発生等により機械の異常を察知し、市へ報告、市が修繕実施の検討を行うプロセスを経て、翌年度の定期整備修繕までの大きな故障を回避することを意味するということである。しかし、仕様書においては、事後保全よりの修繕に関する記載はない。仕様書においては、予防保全を重視し、予防保全を基本とすることが記載されているにとどまっている。</p> <p>今後は、直近において廃止予定である施設及び設備における事後保全に近い修繕体制を適切に反映した業務委託に係る仕様書の内容へと変更するよう、要望する。</p>	対応済	<p>平成27年度の運転管理業務委託の仕様書では、「予防保全を基本とすること。」としていたが、平成28年度の仕様書については、「設備に異常兆候が見られる場合は市職員に報告し、協議して対応を行うこと。」とし、事後保全に近い修繕体制を明確にした。</p> <p>なお、当工場は、平成29年3月31日をもって稼働停止した。</p>	廃棄物施設維持課、北谷津清掃工場
27	ノウハウの蓄積について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P142)	<p>北谷津清掃工場では、定期整備修繕の実施時期に合わせて、平成26年5月29日から8月30日までに電気集塵装置の修繕を行っている。この修繕は、翌年度の定期修繕までの大きな故障を回避することを目的としたものであり、指定項目の修繕と共に安定稼働を確保するために指定項目以外に、集塵板の腐食箇所の除去及び湾曲部の修正等の軽微な範囲の作業を実施している。この修繕における試運転は良好であったが、修繕後に想定を超えたと思われる劣化に起因する故障が発生した。この電気集塵装置故障の主な原因については、集塵板の劣化とコンベアチェーンの腐食、老朽化による固着があったためと分析しているが、集塵板の劣化とコンベアチェーンの腐食、老朽化による固着の発生時期の特定は困難である。しかし、集塵板とコンベアチェーンの交換は、特記仕様書に明記された修繕指定項目には含まれていないが、修繕指定項目の選定作業が適切に行われていなかった可能性も懸念される。その点、故障等が発生した場合には、委託業者により機器状況報告書が作成されているが、施設の管理者として、故障等の内容、発生原因・問題点、対応・改善状況、影響、再発防止策等をまとめた報告書等の文書は作成されていない。</p> <p>北谷津清掃工場が稼働後38年を経過しようとしている老朽化施設であることを考慮しても、1年間に複数回も電気集塵装置の故障等により炉が停止し、廃棄物搬入量の調整が生じていることに鑑みると、運転計画に基づいた施設の適正運転が行われているのかを適切に評価する必要がある。また、廃棄物搬入量の調整の発生頻度を少なくするためには、故障等が発生した場合には、機器状況報告書だけでなく、原因・対応・影響・今後の申し送り等を整理して記録することも必要である。併せて、故障等の緊急時の対応について蓄積された対応ノウハウや事例等に基づく対応マニュアルや対応フローを作成することも検討する必要があると考える。以上のような対応を早急に検討するよう、要望する。</p>	対応済	<p>従来から実施している委託業者との毎朝のミーティングや月次報告、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき実施する精密機能検査等による運転状況の確認を通して、引き続き、運転計画に基づいて適正に運転が行われているのかを評価している。</p> <p>また、平成28年度から新たに、故障等が発生した場合、市が施設管理者として原因・対応・影響・今後の申し送り等を整理して記録することとし、機器状況報告書と併せて記録に蓄積された対応ノウハウや事例等を活用していくこととした。</p> <p>なお、当工場は、平成29年3月31日をもって稼働停止した。</p>	廃棄物施設維持課、北谷津清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
28	<p>工作物台帳の有効活用について【廃棄物施設課、新港清掃工場、北清掃工場及び北谷津清掃工場】(P148)</p>	<p>公有財産台帳への登録単位の規定がないため、新港清掃工場、北清掃工場及び北谷津清掃工場においては、機能別の設備単位で登録を行っている。この機能別の設備単位とは、プラントメーカーの設計、施工時の工事台帳を基にしていると想定され、新港清掃工場及び北清掃工場と北谷津清掃工場での登録単位には異同が見られる。一方、一般廃棄物処理施設整備計画では、北清掃工場において基幹整備を行い、延命化を行う予定である。また、新港清掃工場においてもリニューアル整備を行う予定である。将来的な基幹整備やリニューアル整備を有効に実施するためには、施設の概要と維持補修履歴の整理が必要であり、補修・整備履歴、事故・故障データ等を整理すると共に、この記録を毎年更新することが必要である。今後は、工作物台帳への登録単位を、現物との照合が可能な単位かつ取替や更新を行う単位で記載するとともに、修繕による施設の維持補修履歴についても工作物台帳に記載し、工作物台帳を有効に活用することについて検討することを要望する。</p>	対応済	<p>工作物台帳の有効活用について関係課と協議したが、千葉市公有財産規則には、工作物台帳は公有財産の状況を把握するためのものであり、記載事項の変更は改築、修繕、天災、事変その他の事由により形質又は価格に変動があったときとされている。また、模様替え又は修繕の費用は、台帳価格に算入しないと規定されていることから、施設の概要並びに補修、整備履歴及び事故・故障データ等の記載は適切ではないとのことであったため、従来どおり各清掃工場での設備台帳によるものとし、登録単位も現行のままとする。</p>	<p>廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北清掃工場、北谷津清掃工場</p>
29	<p>溶融スラグの覆土材として使用について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P151)</p>	<p>公共工事等での溶融スラグの有効利用の促進を行っているが、全量売り払いするには至らず、発生量の一部を最終処分場の覆土材として利用している。平成24年度から平成26年度においては、活用量のうち、売払いは66%から82%であり、18%から34%は新内陸最終処分場の覆土材として利用されている。環境への配慮や新内陸最終処分場の延命化のためには再資源化が望ましく、溶融スラグを覆土材の一つとして使用することは、容認されるところであると推測される。ただし、今後、溶融スラグを覆土材の一つとして使用するときには、次のようなことを考慮して、進めることを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 溶融スラグの売却単価と覆土材の購入単価との比較を毎年度実施し、現在の覆土材での一部使用について合理性があるかどうかを確認する。 ii 『清掃事業概要』では、焼却灰の再資源化量を公表しているが、このような一部の溶融スラグの覆土材として利用している旨を明記し、実態を説明する。 	対応済	<p>溶融スラグの活用は、コスト比較の優位性を用いて採否を決めるものではなく、資源の有効利用の拡大を第一に推進していくことが重要であると考え。『清掃事業概要』については、平成28年度版から『※「溶融スラグ」は、最終処分場覆土材利用量を含む』と、一部の溶融スラグを覆土材として利用している旨を明記した。</p>	<p>廃棄物施設維持課、新港清掃工場</p>
30	<p>種目・細目別の見積書の入手について【廃棄物施設課、北清掃工場】(P153)</p>	<p>焼却灰処分業務委託契約に際して、随意契約相手方であるジャパン・リサイクル株式会社から、見積金額の内訳明細を示した書類を徴収していない。このように見積書等を徴収しない取扱いについては、見積金額の内訳明細を委託業者から提出させるルールが業務委託について一般的には存在しないためであろうと推測される。しかし、当該業務は、随意契約により業務委託を行っているものであり、再資源化については新港清掃工場での溶融スラグ化の実績もあることから、業務実態と見積金額の内容に大きな差異がないかどうかを検討することも可能である。したがって、業務内容を検証するためにも、見積書の内訳明細を入手し、市として経済性、効率性を伴った執行を確保することについて検討することを要望する。</p>	対応済	<p>ジャパン・リサイクル株式会社から見積書の内訳明細を徴収した。なお、新港清掃工場の溶融スラグ化の実績と比較したところ、見積金額は低く設定されており、経済性上問題がないことを確認した。</p>	<p>廃棄物施設維持課、北清掃工場</p>

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
31	北谷津清掃工場での展開検査について【廃棄物施設課、北谷津清掃工場】(報告書P156)	北谷津清掃工場では、専用ステージ等の搬入物検査装置が備え置かれていないことから展開検査が行われておらず、目視検査のみが行われている。悪質な搬入者にとっては、目視検査のみでの搬入物検査は牽制効果が十分でない可能性が懸念される。展開検査では、目視検査に比べてより精度の高い検査が可能になる。搬入物検査をより効果的なものとし、不適正搬入を減少させるためには、北谷津清掃工場においても展開検査を導入することについて検討することを要望する。	対応済	展開検査の導入可否について検討を行った結果、当工場はプラットフォームが狭く、展開検査を行うために必要なダンピングボックスの設置が困難なため、引き続き、目視検査で対応することとした。なお、当工場は、平成29年3月31日をもって稼働停止した。	廃棄物施設維持課、北谷津清掃工場
32	搬入事業者の属性チェックについて【廃棄物施設課、新港清掃工場、北谷津清掃工場、北谷津清掃工場】(P156)	処理不適物に対する役割分担については、市は、清掃工場への処理不適物の混入を未然に防止するように努め、委託業者は、廃棄物に混入した処理不適物について、受入ピットに投入する前に、目視による確認により可能な限り取除くよう努力することが定められている。清掃工場に搬入されるごみチェック体制については、実際に搬入されるごみに資源物や搬入不適物が混入しているか否かのチェックを中心に検査を行っている。つまり、ある搬入者が、廃棄物処理業許可を持たずに他の事業者が排出する事業系ごみを「業」として事実上収集し清掃工場に搬入した場合でも、資源物や搬入不適物が混入していなければ、この搬入したごみは処理対象物とみなされる可能性がある。現在、新港清掃工場、北谷津清掃工場及び北谷津清掃工場においては、搬入者の属性の適正性チェックに関しては、窓口手続中に駐車中の車両を確認し、車両及び積載物の目視確認、搬出場所と申請者住所の合致等を行っている事業系ごみの搬入物検査をより効果的なものとしていくためには、清掃工場での搬入物検査においては「量的規制＝減量化対策」と「質的規制＝適正搬入対策」の2つの面の規制を徹底し、後者の質的規制でごみの種類のチェックを行うとともに、搬入物検査の客観的な評価基準による搬入者の属性チェック(特に自己搬入の場合の車両、積載物及び搬出場所等の確認項目の様式化と確認記録の実施等)にも重点を置き、より適正な指導を実施することを要望する。	対応済	自己搬入の場合には、申請時に搬入者には、身分証明書との照合や、排出理由を確認することにより不正搬入を阻止している。また、搬入物はダンピングボックスで確認し、疑義があった場合、聞き取り調査を実施している。	廃棄物施設維持課、新港清掃工場、北谷津清掃工場、北谷津清掃工場
33	継続的な収支の把握について【廃棄物施設課、新港清掃工場】(P159)	スーパーごみ発電の導入時には、都市ガス等が追加的に必要になるが、発電効率が上昇し発電量が増加するため、運用時において収支が改善する効果が見込まれる。千葉市新港清掃工場周辺地区環境調和型エネルギーコミュニティ調査事業調査報告書(平成10年3月)によると、市は、電気料金節約額を加味した場合には、年間297百万円の黒字を見込んでいた。しかし、この収支見込は、支出の大部分を占める都市ガス単価等に大きく依存したものであり、結果的には近年の都市ガスの高騰もあり、厳しい収支状況が続いている。同報告書では、熱の需要に合わせた電力、熱の変動を考慮し、平日昼間及びその他時間の別に発電電力量、熱供給量を推計し、発電部門と熱供給部門の別に経済性の試算が行われていた。しかし、新港清掃工場の運営に係る予算は、この経済性の評価に準じた区分による予算計上が行われていないため、導入後は、この経済性の試算と比較した予算・実績分析が行われていない。なお、新港清掃工場のリニューアル工事の詳細は、整備前に実施するリニューアル整備の基本計画を作成する途中で検討することを予定しているが、現在、スーパーごみ発電の設置は想定していない。スーパーごみ発電を廃止した場合、自家発電量が少なくなることが想定される。現在、電力を買うことなく工場で発電した電力をプラズマ溶融施設等へ供給していることから、廃止に伴う自家発電量の減少はプラズマ溶融施設等への電力供給が減少することになるため、近年の収支状況の悪化の一因には、支出の大部分を占める都市ガスの高騰があることは確かではある。そのような要因分析を行う基礎として、より詳細な予算・実績比較分析を実施し、その結果を踏まえて、スーパーごみ発電の廃止に伴う施設全体への影響を検討するよう、要望する。	対応済	新港清掃工場における都市ガスの長期契約、熱供給需要家との蒸気受給契約が平成29年度末を期限としていることや、施設の更新時期が平成30年度となることから、費用対効果や廃止のタイミングを考慮し、平成29年度末をもってスーパーごみ発電事業を廃止した。なお、アクアリンクちばへの熱供給は継続して実施する。	廃棄物施設維持課、新港清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
34	処理能力等の弾力的な見直しについて【廃棄物施設課】(P160)	<p>千葉市一般廃棄物処理施設整備計画(案)では、新清掃工場(北谷津用地)の計画処理量及び処理能力は、リスク管理のできるごみ量として、焼却ごみ量の変動や災害時対応等も考慮し、年間の計画処理量を平成43年度では278,924トンとしている。確かに、新清掃工場(北谷津用地)の計画処理量及び処理能力については、災害廃棄物処理等の災害時対応や焼却ごみ量の変動も考慮すべきである。しかし、新清掃工場(北谷津用地)の建設には、千葉市一般廃棄物処理施設整備計画の策定後、環境アセスや建設に10年程度を要し、また、将来のごみ排出量は、家庭ごみ手数料徴収制度の効果や景気の影響を受ける事業系ごみ量の影響を受ける。</p> <p>このような新清掃工場(北谷津用地)の建設までの期間の長さや様々な要因に基づくごみ排出量の変動の可能性を適時適切に考慮することが求められるものと考えられるため、千葉市一般廃棄物処理施設整備計画の策定時のごみ発生の見込み量に拘束されことなく、随時検証を行い、一旦、決定されている計画であっても、処理能力等の合理的な見直しを行うことについて検討することを要望する。</p>	対応済	<p>次の清掃工場の整備計画は令和3年度策定予定であり、その際に将来のごみ発生量見込みを再検証し、計画処理量及び処理能力について検討する。</p>	廃棄物施設整備課
35	外部民間施設の活用について【廃棄物施設課】(P161)	<p>新清掃工場(北谷津用地)は、最終処分場の延命化の観点から焼却灰の減容化等に配慮する必要があることから、焼却方式はガス化溶融方式(シャフト炉又は流動床式)を採用することを計画している。現在、新港清掃工場から排出される焼却灰は、同工場内の灰溶融設備で再資源化されており、北清掃工場から排出される焼却灰の一部は、ジャパン・リサイクル株式会社への委託により再資源化されている。一方、ジャパン・リサイクル株式会社の施設については、平成12年の稼働開始から13年目を迎えており、設備の修繕期間が長くなっている状況であること、定期的な民間企業からの搬入量と競合して一般廃棄物の処理量が月2,000トンの上限があることから、可燃ごみの焼却依頼については、柔軟な対応が難しい状況にある。</p> <p>焼却灰の再資源化については、最終処分場の延命化の観点からも必要なことであるが、溶融等の減容化施設の建設及び維持には多額の費用を要する。市では、循環型社会の形成を目指し、民間主導による各種環境関連産業の整備、集積を図るとともにリサイクル技術の研究開発機能や環境学習機能等の諸機能を導入する21世紀の都市型環境拠点として、蘇我エコロジーパーク構想を策定している。そして、現在、ジャパン・リサイクル株式会社のガス化溶融施設等の2つの施設が稼働し、リサイクルを推進している。今後も、蘇我エコロジーパークを活用する等、技術動向や千葉市を取巻く社会・経済情勢に応じて、外部民間施設の活用を継続的に検討することを要望する。</p>	対応済	<p>平成31年度、蘇我エコロジーパーク内のガス化溶融施設での再資源化委託ができないことが分かったため、安定的に処理が継続できるよう新たな事業者を一般競争入札により公募・選定した結果、県外の民間施設に委託することとなった。</p>	廃棄物施設維持課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
36	廃棄物埋立管理事務所の直営業務について【廃棄物埋立管理事務所】(P167)	<p> 廃棄物埋立管理事務所の職員は所長を含めて3人である。廃棄物最終処分場の管理運営業務を長期責任型運営事業者が実施しているため、その3人により、モニタリング業務等を実施するのが、廃棄物埋立管理事務所の主要な所掌事務である。しかし、本来、廃棄物埋立管理事務所として実施すべき現場モニタリングは、長期責任型運営事業者のセルフモニタリングにより実施されていることを主として書類上のレビューにより代替しているため、本来の直営でのモニタリング業務の負荷が軽減されているものと考えられる。また、長期責任型運営事業者に対するモニタリング等業務の結果について、直営部門の業務実施状況を記録する書類が作成されておらず、日々の業務が行われているため、当該業務実施結果の記録作成業務に係る負荷は軽減されているものと考えられる。現場の水処理設備等の新設工事や改修工事等の業務は、直接、廃棄物施設課が実施するため、現場での直接的整備業務は基本的に所掌事務ではない。また、地元住民との意見交換等の業務については、廃棄物埋立管理事務所の所長が従事割合「10%」で業務を実施していることとなっている(様式6-1より)。このような地元住民との意見交換会等の業務は、その準備に2～3日を費やし、開催後の業務としても1日程度は費やすとした場合に、1回当たり4～5日の業務量である。従事割合が「10%」とするのは整合性に疑問が残る。 </p> <p> 廃棄物埋立管理事務所の直営業務について、監査手続上の質問等を現場視察及び文書を中心に実施した結果として、長期責任型運営事業者の業務に対するモニタリング等の業務について、より効率的な実施方法とするよう見直したり、地元自治会との意見交換会等の業務の負荷量についても、実態に合わせて精査したりする必要があるものと考えられる。したがって、長期責任型運営維持管理業務を前提とした場合の職員配置体制等を中心とした直営業務のあり方について、抜本的に見直すよう要望する。 </p>	対応済	廃棄物埋立管理事務所の所掌事務には、長期責任型運営事業者の業務に対するモニタリング業務以外に、市で行うべき事務として、民家井水質調査や放射性測定の実施もあり、現在の体制は適正であると考えている。	廃棄物埋立管理事務所
37	吸着塔1塔の追加工事について【廃棄物施設課】・竣工検査について(P173)	<p> 竣工検査日について、「工事成績採点表」(様式第7号)では「竣工確認日」が「平成27年3月18日」であることが記載されているが、「工事成績評定表」(様式第8号)では「完成検査年月日」が「平成27年3月24日」とされている。同じく、「工事検査報告書」(様式第10号)の作成日は「平成27年3月24日」であった。また、廃棄物施設課の担当者が作成した「打合せ記録簿」(平成27年3月31日実施)によると、手直し期限日(3月31日)までに「竣工検査指摘事項」のうち次の3点が未済であったとも読める内容であった。 </p> <p> (ア)「3」発注仕様に記載された機器が、間違いなく現場に納入されていることを確認した結果を入れておくこと。吸着塔に関して言えば、板厚や通水測度や処理流量等についても、仕様どおりのものか確認できる資料を提出すること。」 </p> <p> (イ)「4」酸素濃度測定器や塗装膜厚測定器など、検査に用いた測定器の校正証明書に一部不足があるものと思われる。再確認して追加すること。」 </p> <p> (ウ)「5」ゼオライトについて、納入品の仕様が、発注仕様どおりであることを確認した結果(納品書等)を入れること。また、その品の性能が分かる資料を提出すること。」 </p> <p> 「打合せ記録簿」に記載されたこれらの内容は、検査員が口頭でアドバイスした内容を記録したものであるということであり、工事検査の正式書類とともに一式として管理する場合、工事検査の結果として正式な手直し(千葉県請負工事検査要綱第10条)が指示されたものであるかどうかについて、曖昧な事務処理となっていると考えられる。結果として、(ア)及び(ウ)については、「完成検査年月日」(3月24日)及び「検査期限日」(3月31日)までに確認を取ることができていないかのような誤解を生じさせることにもつながる。 </p> <p> 工事検査時に検査員から受ける可能性がある正式な手直し事項とは区別して、形式的な書類の保管等に関する指導事項の記録(ここでは打合せ記録簿)はその作成趣旨が明確に分かるように表記し、別に保管するなどの工夫を行うよう要望する。 </p>	対応済	打ち合わせ記録簿については形式的な書類の保管等に関する指導事項の記録に当たるため、平成28年度以降、作成趣旨や対応状況が明確にわかるように表記し、複数人で内容を確認するとともに、別に保管することとした。	廃棄物施設課維持課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
38	水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事の予算について【廃棄物施設課】(P174)	<p>水処理能力改善業務に係る平成25年度予算並びに水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事に係る平成26年度予算については、それぞれの年度における歳出予算は組まれているが、特定財源がなく、一般財源(市民税等)を充当することで賄われている。そのうち、平成25年度歳出予算に基づく業務委託契約は、新内陸最終処分場の管理運営を長期責任型業務委託として受託している事業者と契約を締結しており、新内陸最終処分場水処理能力改善業務委託(その1~3)の契約額合計で2,778万円であったが、その全額を平成27年2月に東京電力株式会社に請求し、平成27年3月には全額が市へ支払われ、諸収入の歳入として、予算の設定はないが、決算上歳入実績が上がっている。放射性物質であるセシウムが検出された浸出水の水処理に関する平成25年度歳出予算について、財政民主主義に基づく予算の民主的統制を反映させるためには、平成25年度当初予算か、または補正予算により、歳出予算の充当財源として、特定財源を設定することが求められているものと考えられる。</p> <p>一方、平成26年度においても、水処理能力改善業務委託及び吸着塔増設工事に係る契約金額の合計である1億2,541万円について、平成27年度で東京電力株式会社と賠償請求の交渉中であるが、平成26年度予算において、東京電力株式会社からの賠償金の見積額を歳入予算として見込むことが求められているものと考えられる。</p> <p>放射性物質であるセシウムに汚染された浸出水の適正な処理のために、市が業務委託や工事に係る歳出予算を設定する際には、財政民主主義の観点からそれらの特定財源として歳入予算を同時に設定することを要望する。そうすることで、収入未済の管理を含めた実際の歳入管理が適切に行われ、透明性の高い予算が設定されて執行されることを期待することができる。</p>	対応済	東京電力への賠償金請求は、市が実際に負担した分について、翌年度以降に、東電との協議を経て、賠償請求することになっていることから、同一年度に、歳入予算と歳出予算を組むことは困難である。	廃棄物施設維持課
39	指導対象事業者の網羅性について【収集業務課】結果②(P177)	<p>収集業務課では、毎年電話帳の業者から購入した事業者リストを、収集許可業者から報告を受けた契約事業者と照合し、収集業者と契約をしていない可能性のある事業者をリストアップしている。その事業者数は、平成27年9月25日時点で11,223件である。これらの事業者に対しては直接訪問して指導することは実施されてはならず、委託業者による家庭ごみステーションの監視指導(年1回、12月~1月に実施)、商工会議所を通じて配布する事業所向け広報誌「リサイクルクリーンちば」への適正処理に関する記事の掲載及びごみステーションを管理する自治会等からの通報や開封調査で不適正排出が判明した場合に訪問指導することによって適正排出を促している。しかし、実際にリーフレットを配るだけでは適正排出指導の実効性は担保されず、小規模事業者が排出する事業系廃棄物が、家庭系ごみとして排出されている危険性も想定することができる。これは他の事業者との公平性を欠く行為である。また、収集業者と未契約の大規模建築物関連以外の事業者であっても、他の事業者(親会社、チェーン店単位等)と一緒に収集業者と契約している例もあり、収集業者との契約が実際に必要な業者であるか否かを判断できない状況にある。そのため、収集許可業者と未契約の事業者の排出しているごみ量を把握することができないということで、現在の人員体制に基づく適正な職務分掌が組めない状況にある。</p> <p>また、仮定計算であっても、一定の条件により未契約の小規模事業系ごみ排出者のごみ量を試算し、その影響度を把握することを要望する。その結果をもって、適正な人員配置や環境事業所との連携(夜間ごみパトロール)、千葉市共同事業提案制度の活用等に基づく市民団体との協働などの可能性を追求することも考えられる。人員確保が困難であるために、収集許可業者と未契約の事業者への立入指導ができない場合には、環境事業所の人員、地域の大学の環境関連グループ等のNPOやボランティアなどとの協働を探るなどによって、直接的に指導できる未契約事業者数を増やす努力が求められる。</p>	対応済	平成29年度より事業所ごみの家庭ごみステーションへの不法投棄及び野焼きに関する初動調査指導業務を環境事業所の所掌事務とすることにより、産業廃棄物指導課一般廃棄物班(平成30年4月1日組織改正により所管課・班名変更)にて収集運搬業許可業者と契約をしていない中小規模事業所への訪問調査・指導人員を確保した。	産業廃棄物指導課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
40	排出業者および収集業者に対する適時適切な指導について【収集業務課】(P179)	<p>収集業務課事業系廃棄物班は、清掃工場における搬入物検査を受けて排出業者と収集許可業者への適正排出指導を行っているが、処理不適物が6月、7月、11月に発見された後に、立入によって指導が行われたのはその2～3か月後の9月と1月であった(【平成26年度搬入物検査 排出事業所指導リスト】を参照。)。事業活動が継続して行われている場合、廃棄物も継続的に排出されることが通常である。そのため、処理不適物が発見された場合に適時に指導を行わなければ、発見後も是正されずに継続的に処理不適物が清掃工場に搬入される危険性が高い。</p> <p>ごみ排出量の削減及び適正排出の推進のために、搬入不適物の排出業者に対して適時に指導を行うようにするため、各清掃工場から違反事業者に係る報告を速やかに関係課へ通知できるようルールを確立し、早期の指導を実施されるよう要望する。</p>	対応済	<p>平成28年度より清掃工場での搬入物検査実施毎に速やかに廃棄物施設維持課及び、産業廃棄物指導課(平成30年4月1日組織改正により所管課名変更)へ搬入物検査票を送付することとし、産業廃棄物指導課においては、清掃工場から検査票受領後速やかに排出事業者に対して指導することとした。</p>	産業廃棄物指導課
41	許可業者に対する指導について【産業廃棄物指導課】(P186)	<p>産業廃棄物処理業者の中でも、過去に産業廃棄物を不適切に管理していた1社の問題が現在も継続している。このような問題案件が発生しないよう、産業廃棄物指導課は業の許可を行い、監視指導等を行う必要があるものと考え。</p> <p>産業廃棄物指導課の監視指導においては、産業廃棄物処理業者の事業所に立入を行い、検査を実施することにより、産業廃棄物の不適正処理がないかどうかについて確認がなされ、必要な指導が実施される。通常の立入検査に際して、立入検査担当職員がチェックすべき項目としては、「廃棄物処理施設立入検査記録書」に記載されている「立入検査項目」を挙げることができる。それぞれの項目について「適」または「不適」の判定を行うこととなる。また、このような立入検査のチェック項目及び職員の手持ち資料等の内容は、通常の立入検査の項目として準備されているものであるが、現在も継続している不適切処理事業者(1社)のような事例が他にも発生する危険性に対して、早期にリスクを適切に把握し、事態の悪化を防止させるためには不十分であるものと考えられる。</p> <p>このような監視指導のための立入検査を通常行う際に、現在も継続している不適切処理事業者(1社)のような事例を他でも発生させないための検査項目としては不十分であると考えられるため、次の項目についても立入検査項目に含めることを検討されたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 許可業者が産業廃棄物排出事業者と取り交わす契約書の内容について、毎年度自動更新を行っている案件が多いということであるが、契約書の自動更新を認める期間の制限を加えること。 ii) 自動更新を行っている契約書の内容のうち、標準的な処理量に対する処理単価の正確性についてサンプル的にも検証すること。 iii) 産業廃棄物の適正処理のためのマニフェスト(廃掃法に基づく処理伝票)を作成せずに処理を請け負ったり、作成されたマニフェストを無視したりする事例を防止するために、許可業者の会計帳簿(総勘定元帳や現金出納簿等)に記載されている科目限定のサンプル的収入及び支出項目の検証を実施すること等。 	対応済	<ul style="list-style-type: none"> i) 契約の自動更新は法律上禁止されているものではないため、自動更新しても問題はないと考えている。また、自動更新を認める期間を制限することについても法律上の定めがないため、根拠なく制限を加えることはできないと考える。 ii) 取引量や取引頻度による価格決定は一般的な商慣行に基づくものであり、また社会情勢等により価格変動は起こり得ることから、処理単価による一律の適否判断はできないため、立入検査の検査項目としない。 iii) 上記ii)でも述べた通り、様々な要因により価格変動は起こり得ることから、サンプル的収入・支出を算定し、一律に検証を行うことが不適正処理防止につながるとは認められないため、立入検査の検査項目とはしない。 	産業廃棄物指導課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
42	代執行に伴う契約の解除について【産業廃棄物指導課】(P188)	<p>代執行に伴う工事のうち、産業廃棄物の収集運搬及び処分については、市は、当初、随意契約により、県内に産業廃棄物処分場を有するA株式会社との間で平成24年1月5日産業廃棄物処理委託契約を締結した。しかし、同社の埋立地において高濃度の塩化物イオンが検知されたことから、同年2月1日より、同社が産業廃棄物の搬入を一時停止し、上記工事の早期履行が困難となったため、市は、同社との間で、同年4月13日付で上記契約を無条件で合意解除し、その後、産業廃棄物の収集運搬についてはS株式会社と産業廃棄物の処分については、I株式会社とそれぞれ同年同月20日付で随意契約に基づき委託契約を締結した。この点、A株式会社との間の契約では、1t当たりの収集運搬費用は3,675円、処分費用は23,100円であったところ、S株式会社との間の1t当たりの収集運搬費用は8,400円、I株式会社との間の1t当たりの処分費用は18,375円であり、合計金額から見れば結果的に金額に変動は生じなかった。</p> <p>A株式会社が、契約上の義務を履行できなかったのは、同社の埋立地の管理の不備から生じたものであり、同社の帰責性がないとは言えない。他方で、合意解除によることで、その後のA株式会社への損害賠償請求権の行使が困難になることに鑑みれば、市としては、A株式会社と契約の解除をする際に、将来的に市が損害を被る場合も想定した上で、解除の条件を設定することを検討する必要があったと考えられる。したがって、今回の事例の教訓を事例集としてまとめる際には、契約解除に際して被る損害の低減策に留意するよう要望する。</p>	対応済	民間会社と契約を締結する際は、契約解除について、市が将来的に損害を被ることがないよう条件設定を行う旨を職員の事務マニュアルに記載し、再発防止を図った。	産業廃棄物指導課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
43	不適正排出事業者及び排出量の特定について【産業廃棄物指導課】(P189)	<p>市は、Fによって適正処理が行われていなかった産業廃棄物を排出した事業者を特定するために、Fへの立入検査で入手したマニフェストから、Fとの取引業者を確認し、当該各業者に対して廃掃法第18条による報告を求め、各業者が保管しているマニフェストの提出を要請している。しかし、市が18条報告を求めた時期は平成22年6月28日以降であり、他方で、排出事業者が保管する最終処分の根拠となるマニフェストE票の保管期限は5年であることから、Fの不適正処理期間(平成14年頃から廃棄物処理事業の許可が取り消される同18年8月31日まで)に対応するマニフェストの保管期限の大部分が経過していた。そのため、複数の排出業者からマニフェストの保存期間経過を理由とする破棄の報告がなされ、その結果、市は、かかる業者における不適正処理が確認できないとして、その後の請求を断念している。</p> <p>一方、市は、Fの不適正処理を平成14年10月に把握し、同月30日にはFへ指導を行っている。しかし、その後もFは不適正管理を繰り返し、平成18年8月31日には許可を取り消されているこの間、市は、廃掃法上、最終的な産業廃棄物処理義務を負う排出事業者の特定作業を行っていない。更には、平成22年6月28日までの間、排出事業者に18条報告を求めておらず、結果として、排出事業者のマニフェスト保管期限から大幅に経過してしまっており、不適正処理されていた産業廃棄物の排出事業者を特定する機会を逸してしまっている。また、排出事業者として特定された後も、適正処理が確認できない産業廃棄物の全量の自主撤去や費用負担を請求したものの、即時に応じてもらえない排出事業者については、交渉の段階で、回収した全事業者のマニフェストにおける搬入量と、Fでの残存量との比較で、一定割合が適正処理されたものとして、交渉の段階での減額基準を設け、負担額を縮減している。この算定理由も、マニフェストの保管期限との関係で、本来は排出事業者において、マニフェストにより適正処理を証明しなければならぬものの、既に保管期間が経過している個所については、排出事業者の責任を問うことに問題があるとして、責任追及を断念せざるを得ない状況になっている。市において、早期に排出事業者の排出量の特定作業を行えば、このような排出事業者への後述する合理性の乏しい責任軽減措置を採る必要もなかった。</p> <p>代執行に伴う費用6億534万円のうち、平成27年12月末現在、F及びFの関係者並びに排出事業者等からは、2,438万円が回収されているが、それ以外では、今後も、事業排出業者から今後、回収が見込まれる金額は分納中の1社からの317万円だけである。他方で、F及びFの関係者の資力からは、残額全額の返済は極めて困難であるものと考えられる。</p> <p>市が早期に対応していれば、より多くの排出事業者の特定及び不適正処理量の把握の可能性が高かったにもかかわらず、上記のとおり、市の初期対応の遅れにより、排出事業者の特定と不適正処理量の把握が困難となり、F及びFの関係者以外への責任追及の可能性が失われ、結果として、回収困難な未収金額の増加をもたらした。したがって、今回の事例の教訓を事例集としてまとめる際には、初期対応の重要性について留意するよう要望する。</p>	対応済	不法投棄、過剰保管、不適正管理が判明した場合等、初期対応の遅れがないようマニフェストの保管期限を過ぎる前に速やかにマニフェストの徴収を行い、排出事業者の特定及び不適正処理量の把握をする旨を職員の事務マニュアルに記載し、再発防止を図った。	産業廃棄物指導課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
44	責任追及困難業者への対応について【産業廃棄物指導課】(P191)	市では、収集したマニフェストにより当該排出事業者の不適正処理が認められる場合においても、当該事業者が事実上事業活動を休止していることが判明した後は、特段の措置を講じておらず、措置命令及び納付命令の手続も行っていない。しかし、当該排出事業者が法人で破産手続等の法的手続の結果、法人格が消滅した場合を除き、法律上、事業者に対して措置命令及び納付命令の手続は可能である。そして、措置命令及び納付命令の結果、市は当該事業者に対し、行政代執行の費用に係る支払請求権を取得できる。ある時点で事実上責任追及が困難であったとしても、今後、事業の再開により将来的に回収が見込まれる場合もあり、法的に責任追及可能な業者に対し、請求権を取得する手続を行わない積極的な理由は無いものと考えられる。そして、請求権を取得した上で、事実上の責任追及が困難な状態が続く場合に、徴収停止措置(国税徴収法第153条)や債権放棄及び不納欠損の手続を採ることが本来のあるべき債権管理であると考えられる。そのため、今後は、当該債権が仮に事実上回収困難であるとしても、法的に請求可能であれば、債権者として、法律に則って、債権を取得し、将来の回収可能性のために備え、仮に、回収困難な状態が続くのであれば、徴収停止措置(国税徴収法第153条)や債権放棄等の措置を採るなどし、法律に則った債権管理を行うことを検討するよう要望する。	対応済	責任追及困難者への対応について、法人登記が残っている場合においては、相手方の状況をよく確認し、責任追及が可能であれば、措置命令・納付命令の発出までを前提に取り組みを職員の事務マニュアルに記載し、再発防止を図った。	産業廃棄物指導課
45	一般廃棄物処理手数料の支払期限の統一について【廃棄物施設課、各清掃工場】(P193)	一般廃棄物を市の各清掃工場に搬入した際、搬入許可業者の支払は、1か月毎に発行される納入通知書により支払うこととなっている。支払期限は、搬入した月の翌月の末日としている。しかし、支払期限が土日または休日に該当する場合には、各工場で支払期限の指定が異なっている。具体的には、末日をそのまま指定(北清掃工場)、直前の営業日を指定(北谷津清掃工場)直後の営業日を指定する(新港清掃工場)場合に分かれている。支払期限については、督促状の発送時期や延滞金の発生時期とも関連することから、工場間での現在の異なる運用を改め、民法142条に準じ、翌営業日を指定する方法で統一することを提案する。	対応済	平成28年度途中より、月末日が土日又は休日である場合は、納期限を翌営業日に設定するようにしている。	廃棄物施設課、各清掃工場
46	滞納に対する対応策の整備について【廃棄物施設課、各清掃工場】(P194)	搬入許可業者以外の場合、各工場に廃棄物を持ち込む際に料金を都度払いしなければならないことから、制度上、手数料が未収になる可能性はない。他方で、搬入許可業者の場合は、後日の納付書払いであることから手数料に未収が生じる可能性が存在する。仮に手数料の未収が生じた場合において、現在の規定では、市は当該搬入許可業者が工場に引き続き廃棄物を持ち込むことを拒否する根拠がない。そのため、当該搬入許可業者による手数料の滞納が増大することにもなり得る。滞納が生じていない現時点において、今後の滞納の発生に備え、一定の手数料の滞納が解消されない搬入許可業者に対して、以後の持ち込みの際には都度払に変更を可能とする規定やあるいは搬入自体の停止を可能とする規定を設け、手数料の滞納が限定的になる制度の導入を要望する。	対応済	手数料の滞納が限定的になるような制度を導入するため、「千葉市廃棄物の適正処理及び再利用等に関する規則」を改正し、一定の手数料の滞納が解消されない搬入許可業者に対して、搬入の都度、料金徴収ができるようにした。	廃棄物施設課、各清掃工場

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
47	売電収入 について 【新港清掃 工場】 (P194)	<p>売電収入に関し、平成26年度に、1社滞納が生じている。当該業者は同年度中における毎月の支払(合計12回)のうち5回延滞し、延滞日数は最長で14日であった。売電収入の延滞が生じた場合、電気需給契約書第9条第3項により、千葉市税外収入金に係る延滞金の徴収に関する条例附則3の規定による各年の特例基準割合(当該年の前年に租税特別措置法第93条第2項の規定により告示された割合に年1パーセントの割合を加算した割合)に準じた割合を乗じて計算した額の遅延利息の支払を請求することができることとされているものの、当該利率は年2.9パーセントである。当該割合は、民法所定の遅延損害金の利率(年5パーセント)より低く、商法所定の遅延損害金の利率(年6パーセント)との比較においては半分以下である。市が電気需給契約を締結する相手方との間で、民法及び商法所定の利率より低い利率で合意する合理性は乏しい。また、遅延損害金の利率が低いことで、安易に滞納を発生させる事態が生じることも否定できない。</p> <p>今後は、市が電気需給契約を締結する相手方との間で合意する遅延損害金の利率については、最低でも民法又は商法所定の利率を下回らない利率により合意するよう要望する。</p>	対応済	<p>平成29年度分の契約より、商法所定の遅延損害金の利率である年6.0パーセントを採用している。(別紙3参照)</p> <p>なお、北清掃工場においても新港清掃工場と同様に平成29年度分の契約より、遅延金の利率を年6.0パーセントとしている。</p>	新港清 掃工場
48	路上喫煙 禁止地区 の周知の 徹底につ いて【廃棄物 対策課】 (P197)	<p>路上喫煙が禁止されている取締り地区では、路面標示や看板により周知に努めている。しかし、違反者の約半数は市外在住者であり、違反者からは路面標示や看板が見えなかったという苦情も散見される。</p> <p>路面標示や看板が見えないという苦情が単なる不合理な主張である可能性も否定できないが、他の地方公共団体において路上喫煙禁止地区であることが容易に認識できなかったとして過料処分が訴訟で争われた例もある(東京高裁平成26年6月26日判決)。当該訴訟では、第1審は路面標示や看板の視認可能性を否定し、被処分者に過失はなく過料処分は違法と判断したが、高等裁判所では被処分者の過失を認定したうえ、過料処分は適法と判断している。これは過失の有無の認定が異なったために結論が分かれたものであるが、第1審も高等裁判所も被処分者に過失が必要であるとの点については一致している。したがって、過料処分を科すためには、適切に路面標示や看板を設置し、喫煙者に対して十分な注意喚起を行う必要があり、路面標示や看板を増設する等して過料制度の周知を徹底するよう検討されたい。</p>	対応済	<p>本市の路面標示は表示内容がわかりやすく、表示面が大きいことが特徴である。</p> <p>路上喫煙・ポイ捨て禁止のさらなる周知徹底を図るため、以下の設置を行った。</p> <p>路面標示 88基増設 (平成27年度～平成29年度)</p> <p>横断幕・懸垂幕 14基新設 (平成27年度)</p>	廃棄物 対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
49	過料制度の見直しについて【廃棄物対策課】(P197)	<p>路上喫煙の過料件数は、平成23年度以降減少傾向にあり、過料制度は一定の効果をもたらしていると評価することができる。一方、過料の収入未済額は過年度滞納繰越が年度を重ねるごとに増し、平成26年度は2,272件4,544,000円もの金額が未納(収入未済)となっている。</p> <p>過料について、滞納処分や放棄を適切に行うべきことは既に述べたとおりである。これに加え、現行の過料制度が適切なのか、すなわち、過料の2,000円という金額が最適なのか、他の方法による路上喫煙の抑止は期待できないのか等につき、その有効性を再度見直すよう要望する。現在未納者に対する滞納処分を行っておらず、延滞金の請求もされないため、「支払わなくても大丈夫」という考えが蔓延し、ひいては路上喫煙防止の効果を消失しかねない。そのような事態を招来する前に、いま一度路上喫煙防止のための有効な手段について検討されたい。</p>	対応済	<p>過料の2,000円については、過料制度を採用している県内10市全てで同額となっており、適正な金額であると考えている。</p> <p>路上喫煙等の違反行為を確認した際に、できる限り現場で過料を徴収できるようにするとともに、即時納付できない違反者については、身分証明書等の確認に加え、その場で携帯電話に電話して番号を確認するなど、有効な手段を新たに取り入れた。</p>	廃棄物対策課
50	委託契約に係る内訳項目の検討について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P200)	<p>残渣運搬業務委託契約及び資源選別業務委託契約を締結する際に、新浜リサイクルセンターは、契約金額について、設計書を作成して標準的な業務委託の金額を算定し、その設計金額に基づいて予定価格を決定し、この予定価格に基づき事業者より見積金額を入手し、最終的な契約金額の調整を実施している。ここで事業者より入手した見積金額において、当該業務に係る人件費が公務員の給与水準を基に算定されており、千葉県職員の給与に関する条例に基づく地域手当や千葉県職員の特殊勤務手当支給条例に基づく不把手当等が見積りに含まれている。ここで、新浜リサイクルセンターは、業務委託契約を締結するに当たり、見積金額のうち人件費を算定する際に用いる給与水準として、公務員の給与水準を用いる合理性を検討していない。また、民間の給与水準と公務員の給与水準との差を縮小するための地域手当や、し尿・清掃作業、動物取扱作業、管渠調査及びし尿処理施設検査業務に従事した場合に支払われる不把手当についても検討されていない状況である。なお、残渣運搬業務及び資源選別業務は、不把手当を支給する対象業務でないことから、見積りにおける給与水準は、民間の給与水準以上の水準で見積りが作成されていると考えられる。このように、新浜リサイクルセンターでは、従来から人件費に関する経済的な合理性の検討を行っておらず、実務的には前年度からの増減金額をもって契約金額の妥当性を判断し、契約を締結しているものと考えられる。しかし、前年度からの増減金額をもって当年度の契約金額の妥当性を判断する手法には合理性がないものとする。</p> <p>新浜リサイクルセンターでは、事業者が提出した委託契約に係る見積書の積算の根拠となっている項目及び数値の適正性について検討を行い、合理的な契約金額であることを確認することを要望する。</p>	対応済	<p>契約前で見積もり合わせ(入札)時に、見積金額の内訳根拠を事業者に提出させ、その内訳においては、直接人件費・物品費・業務管理費・一般管理費等の各金額を提示させ、各項目の見積額の適正性について、検証できるよう改善済みである。</p> <p>また市側で作成する設計書(執行予定金額の積算)についても、従来のような公務員給与水準を基にした算定方法は取りやめ、(社)全国都市清掃会議が示している積算基準を参考にした人工や、労務費には千葉県標準単価を用いる等の見直しを行い、業者見積金額の適正性を検証できるよう、改善済みである。</p>	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
51	ペットボトル運搬処理等業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P202)	<p>ペットボトル運搬処理等業務委託契約は、市内から新浜リサイクルセンターに収集されたペットボトルを処理工場まで運搬し処理することを委託している。ペットボトル契約は、新浜リサイクルセンターが設立されて以来、佐久間松本運送共同企業体が継続(株式会社佐久間運送の単独での契約を含む。)して締結しているが、平成13年度及び平成15年度を除き、全て随意契約となっている。平成13年度及び平成15年度は公募による契約としている。なお、佐久間松本運送共同企業体は、株式会社佐久間と株式会社松本運送との2社による共同企業体であり、当初、株式会社佐久間は運搬と処理を、一方、株式会社松本運送は運搬を担当していたが、近年では両社とも運搬と処理を担当している。ここで、契約先業者の選定の理由として、ペットボトルを処理することができる唯一の業者であることが挙げられている。しかし、現時点での処理能力をもって随意契約を継続している現状では、新たな事業者がペットボトルの処理業務に参入する可能性が低くなることが想定される。このような随意契約が継続すると、事業の実施手法に革新が生じる可能性を期待することが難しく、取引価格(契約単価)を作り込むための原価低減活動が望めない傾向にある。</p> <p>平成13年度及び平成15年度において公募による委託業者の決定を行った実績を踏まえ、現在の随意契約のメリットやデメリットを洗い出し、当該事業(ペットボトル運搬処理等業務)についても、競争性や革新等を期待することができ、地域的に広い範囲での事業者が参加できる競争入札による契約の可能性を検討するよう要望する。</p>	対応済	<p>平成15年に募集した際、条件を満たしている業者またはJV(以降:グループ)は当該JVのみだった。(主な条件:年間処理量2400t、区内処理)</p> <p>以来募集はしていないが、廃棄物関連業者へのヒアリングやその他情報収集によるとH31まで条件を満たしているグループは存在していない。</p> <p>今後も調査を続け、条件を満たすグループが複数となった時点で公募するが、1グループしかないことが明白な現時点では、随意契約とすることに問題はないと考える。</p>	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター
52	ペットボトル運搬処理等業務委託単価の検討について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P203)	<p>新浜リサイクルセンターは、平成26年度のペットボトル契約を締結するに当たり、委託単価の明細を入手しておらず、現状では、前年度の委託単価との比較を実施していることをもって契約金額の妥当性を検討している。しかし、前年度の委託単価との比較では、その単価の水準の妥当性について、効果的に比較分析することはできない。確かに、委託単価の妥当性を検討するに当たり、仮に、前年度の価格が当年度の価格として妥当である場合は、前年度と当年度との価格の比較が当年度の価格の妥当性を判断することに有効である。しかし、ペットボトルの年間受入数量が変動した場合は、委託単価も変動することが想定される。このように委託単価のコストの内訳に影響を与える経済変動等の外的要因等を分析しながら、委託単価の積算内訳の妥当性を精査することが求められているものと考えられる。そのためには、委託単価の内訳としてのコスト項目、例えば、処理人件費、運搬車両の燃料費や減価償却費、処理施設の維持管理経費、施設等の補修経費等のコスト項目を把握する必要があり、当該コスト別に、民間給与の実態との比較や各種物価水準との比較、それぞれの年度推移を分析し、各種物価水準に影響を与える基礎的諸要因等についても考慮することにより、当該委託単価に対して実質的で総合的な分析・評価が可能となるものと考えられる。</p> <p>ペットボトル契約を締結する際には、委託単価の明細を入手し、コスト明細の妥当性を適切に検討することを要望する。</p>	対応済	<p>契約前の見積もり合わせ(入札)時に、見積金額の内訳根拠を事業者に提出させ、その内訳においては、直接人件費・物品費・業務管理費・一般管理費等の各金額を提示させ、各項目の見積額の適正性について、検証できるよう改善済みである。</p> <p>また市側で作成する設計書(執行予定金額の積算)についても、(社)全国都市清掃会議が示している積算基準を参考にした人工や、労務費には千葉市標準単価を用いる等、業者見積のみに依存しない積算とし、業者見積金額の適正性を検証できるよう、改善済みである。</p>	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
53	破碎残渣運搬業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P204)	<p>破碎残渣運搬業務委託契約は、新浜リサイクルセンターで破碎された粗大ごみ及び不燃ごみ(可燃残渣及び不燃残渣)を新浜リサイクルセンターから、千葉市の清掃工場、新内陸最終処分場及び破碎残渣処分業務受託事業者の施設まで運搬することを委託している。この残渣運搬契約は、新浜リサイクルセンターが設立されて以来、株式会社市川環境エンジニアリングが継続して締結し、全て随意契約である。ここで、委託先業者選定の理由として、新浜リサイクルセンターの残渣排出装置に適合する専用コンテナ及び特殊車両を有し、専用コンテナを自社で保守できる唯一の業者であることが挙げられている。しかし、専用コンテナの設計図を一般に開示すること等、他の事業者が破碎運搬業務に参入する手段を与えないまま、上記の理由をもって随意契約を結ぶことに合理性が乏しかったものと考えられる。</p> <p>残渣運搬契約における委託先業者選定について、当初は合理性のある選定であったとは考えられないため、今後は、平成26年度より実施している専用コンテナを市が保有する場合と事業者が専用コンテナを保有する場合とのそれぞれにおいて発生する費用の見積りを比較する手法を委託業者選定の実務の中に取り入れるなどして、それらの手法を継続的に実施されることを要望する。</p>	対応済	<p>専用コンテナを市が保有する場合と、事業者が保有する場合とのそれぞれの見積りを比較した上で委託業者選定をする手法は、既に、平成26年度の契約業務から実施している。</p>	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター
54	破碎残渣処分業務委託の業者選定について【廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター】(P204)	<p>破碎残渣処分業務委託契約は、新浜リサイクルセンターにおいて破碎された粗大ごみ及び不燃ごみ(可燃残渣及び不燃残渣)を処分する業務委託を行っている。なお、従来、破碎された粗大ごみ及び不燃ごみは、北谷津清掃工場、北清掃工場及び新内陸処分場で処分していた。当該残渣処分契約は、平成24年度以降、ジャパン・リサイクル株式会社が継続して締結し、全て随意契約となっている。ここで、ジャパン・リサイクル株式会社への可燃残渣及び不燃残渣処分業務委託契約に係る設計書については、前年契約単価と同一金額で処分1トンあたり委託単価が記載されているのみであり、種目別、細目別に積算されていない。また、県内における一般廃棄物である可燃残渣及び不燃残渣を埋立て処分以外で受け入れることができる唯一の業者であることを理由として他の業者からの見積書も徴収していない。委託先業者選定の理由として、可燃残渣及び不燃残渣を処分できる唯一の業者であることが挙げられている。しかし、委託契約を行うにあたり、業務の遂行能力をもって契約締結業者を選定し、当該業者と随意契約を締結した場合には、契約金額について、経済的合理性が不明瞭となる可能性があり、本件についても同様に契約金額について経済的合理性が不明瞭であり問題である。</p> <p>今後は、市として経済性、効率性を伴った執行を確保するためにもジャパン・リサイクル株式会社への可燃残渣及び不燃残渣処分業務委託契約について、種目別、細目別に積算された設計書を作成されたい。なお、契約方法についても、委託業者が県内における一般廃棄物である焼却灰を埋立て処分以外で受け入れることのできる唯一の業者であることを理由として随意契約としている。この点については、廃棄物処理法第6条の2は県外事業者の入札参加を全く認めない趣旨ではないものと考えられるため、場合によっては県外の事業者を含めた入札により、競争性を高める契約手法を採用することを検討することや仮に県外事業者の入札参加を考えない場合でも、入札に際して設定する予定価格やその前提としての設計書上のコスト情報の適切性を検証するための情報を県外の団体や事業者等から入手するなどの取組を実施されたい。</p>	対応済	<p>本業務は当センターから搬出される破碎残渣を熔融処分して、路盤材(スラグ)等に資源化するもので、その処理技術(設備や運転方法等)は、業者独自のものであって、第三者が種目別・細目別に積算された設計書を作成することは困難である。</p> <p>しかし契約前の見積もり合わせ(入札)時に、見積金額の内訳根拠を事業者に提出させ、その内訳においては、人件費・物件費・経費等の各金額を提示させ、各項目の見積額の適正性について、検証できるよう改善している。</p> <p>また更には、県外を含めた近隣類似施設の処理単価調査を行い、現在の契約単価が、適切な価格の範囲内であることを確認するよう改善している。</p>	廃棄物施設課、新浜リサイクルセンター

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
55	生ごみ分別収集に関する啓発事業の実施強化について【廃棄物対策課】(P206)	<p>生ごみ分別収集特別地区におけるごみの収集量の推移は、収集量は平成22年度から240t前後で推移しており、対象地区の市民にとって、生ごみ分別収集への理解と協力の程度は変化していないものと考えられる。</p> <p>一方、事業の今後の方向性として、生ごみ年間300tの再資源化を目指しているが、その具体的な手段として、廃棄物対策課は平成27年度において次の事項を計画している。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 協力世帯数拡大のため、平成26年度に作成・配布したリニューアル版「生ごみ分別一覧表」を全世帯へ回覧すること。 ii 自治会未加入等の理由により生ごみ専用袋の未配布世帯があることから、当該世帯を把握し配布すること <p>これらの施策は、以前より取り組まれている事項であり、その効果は生ごみの収集量の推移から判断すると、対象地区の市民にとって生ごみ分別収集への理解と協力の程度を維持するものであり、向上させるものではないと考えられる。そのため、このような対応策では、目標とする生ごみ年間300tの再資源化を達成するためには、不十分であるものと考えられる。</p> <p>生ごみの分別収集について、地区の市民の理解と協力がより一層得られる啓発事業を実施することができるよう企画力を高める努力を要望する。例えば、ごみステーションにおける開封調査により、生ごみの成分が多い指定収集袋については、写真に収め、当該ごみステーションの周辺住民に各戸配布するなどの意識啓発を重点的に実施することや該当する自治会の近隣の小学校における学習カリキュラムに含まれる環境学習の際の教材に採用してもらうことや学校の掲示板等へ掲載してもらう等の企画と努力を行うことである。</p>	対応済	生ごみ分別収集特別地区事業については、『千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(H29.3策定)』において、生ごみ対策を抜本的に見直し、生ごみの発生抑制に向けた取組みを強化する方針を決定したことから、平成29年度をもって事業を終了した。	廃棄物対策課
56	家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P208)	<p>家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業における費用対効果の測定において、平成22年度に実施した購入者のアンケート調査結果を基に、減量されたごみの量及び減額された処理費用を試算している。しかし、平成22年度に実施された購入者に対するアンケート調査といった過去の結果をもって、現在の事業の費用対効果を試算することは、年月の経過による市民の環境意識の変動を反映しないため、その試算結果の正確性及び合理性に欠ける可能性がある。</p> <p>補助金を交付した購入者に対して継続的にアンケートを実施し、年度ごとに入手したアンケート結果をもって事業の費用対効果を測定する体制を構築するなど、事業の費用対効果をより適切に測定することを要望する。</p>	対応済	令和元年度中にアンケートを実施予定であり、現在、アンケート項目の選定等、手法について検討中である。	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
57	収集運搬業務委託契約に係る検討の必要性について【収集業務課】(P209)	<p>剪定枝等循環システムモデル事業における一般廃棄物の収集運搬業務委託(中央区南生実町及び花見川区み春野)施行決定に係る決裁において、業者選定の理由として、先に挙げた地区において一般廃棄物収集運搬業務を委託していたことを挙げている。そして、剪定枝等が可燃ごみとして処理されている状況を調査することを調査する必要があることから、当該選定について合理性はあると考えられる。しかし、委託契約を行うに当たり、経済的、効率的な業務遂行を評価せずに業務の遂行能力だけをもって契約締結業者を選定し、当該業者と随意契約を締結した場合には、契約金額に係る経済的合理性が担保されない危険性が懸念される。</p> <p>業務の遂行能力をもって契約締結業者を選定し随意契約を結ぶ場合には、契約金額の合理性について検討することを要望する。例えば、相見積りを徴取することや契約金額の明細を入手することにより、金額を算出した根拠及び方法が妥当かどうか、契約金額の内訳明細に記載された経費が適切に積算されているのかどうかについて、複数の視点で検証することが可能であるものと考えられる。</p>	対応済	<p>剪定枝等循環システムモデル事業の実施にあたり、塵芥収集運搬事業の実績を基に設計金額を算出し、随意契約の契約手続きにより契約金額が決定したものであり、契約金額の明細書の提出を受け、記載内容を確認している。</p> <p>これまで通り、適正な手続きにより、事務処理を行っていく。</p>	廃棄物 対策課
58	事業の財源の変更に関する検討と承認の文書化について【収集業務課】(P211)	<p>平成26年度予算以前は、ガイドブック作成の財源を一般財源としていたが、平成26年度決算から財源をリサイクル等推進基金による財源充当へと変更している。そこで、収集業務課に対して当該変更に関して検討及び承認がされているか確認した結果、当該変更に関して検討し承認されているが、それらを確認する書類はないという回答を得た。このような財源充当に係る変更に関して、収集業務課で検討し承認された書類を確認できないことから、上記変更に関して、検討及び承認がなされていない、もしくは検討及び承認が文書化されていないと考えられるため、合理的な検討の結果として変更が実施され承認されたかが不明瞭である。</p> <p>収集業務課において、予算の段階で設定した充当財源を決算時点で変更する場合には、組織としての意思決定に合理性があることを行政内部にも、また、対外的にも説明することができるように、当該変更に係る意思決定の合理性に関する文書を作成し保管することを要望する。</p>	対応済	<p>平成27年度以降、本件同様の事案は発生していないが、今後、充当財源の変更を要する事案が発生した場合、それが予算執行の段階であれば、事前に関係課と必要な協議を実施の上、当該協議の内容・変更結果等に関する文書を作成・保管し、また、決算時であれば、変更理由や意思決定の合理性等を示す内容を決算調整方針等へ明記する。</p>	廃棄物 対策 課、 収集 業務 課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
59	古紙・布類分別収集補助金の単価の設定とその承認について【収集業務課】(P213)	<p>古紙・布類分別収集補助金における資源物の種類別補助金単価は、千葉市古紙・布類分別収集補助金交付要綱第4条及び別表により定められている。そして、古紙買い取りの相場及び収集に係る経費の見積りに基づき、年度ごとに補助金の単価を算定している。そして、算定された単価に基づき、古紙・布類要綱を改訂していた。ここで、古紙・布類要綱の改訂を検討する過程又はその改訂を承認することで、資源物の種類別補助金単価の妥当性を包括的に検討していたと考えられる。しかし、平成26年度においては、収集業務課の判断により前年度の単価を使用した。つまり、古紙・布類要綱の改訂がなされなかった。そのため、平成26年度においては設定された単価の妥当性が検討されたり、又は承認されたりしていないか、若しくは検討過程や承認結果が文書化されていないものと考えられる。その結果、従来と同じ単価に基づき補助金が支払われている。</p> <p>資源物の種類別補助金単価の設定について、見積もられた経費の妥当性や算定の正確性などを検討し、承認した文書を作成及び保管することを要望する。併せて、単価を更新しない場合において、当該年度において更新しない単価が妥当であるかについても判断することを要望する。</p>	対応済	<p>平成29年度から30年度にかけて、市場価格(平均単価)が低下傾向を示したため、平成31年度の補助金単価について、見直しの検討を行った。この結果、収集量が比較的安定している段ボールについては単価減少となったが、他の区分(新聞、雑誌・雑がみ等)はいずれも単価上昇となった。今年度も同様に検討を行う。</p>	収集業務課
60	事業の財源充当の変更に關する検討と承認の文書化等について【収集業務課】(P216)	<p>平成25年度以前は、千葉市資源回収促進奨励補助金及び資源回収事業育成補助金の財源は一般財源に求められていたが、千葉市資源回収促進奨励補助金及び千葉市資源回収事業育成補助金の財源の一部をリサイクル等推進基金の取崩収入に求めている。平成26年度の予算における財源充当の実態として、例えば、予算上、一般財源としていた資源回収事業育成補助金の財源を、決算においてリサイクル等推進基金へと変更している。そこで、収集業務課に対してこれらの変更に関して検討及び承認がされているかについて確認したところ、当該変更に関して検討し承認されているが、それらが確認できる書類はないという回答を得た。変更に関して収集業務課で検討し承認された書類を確認できないことは、その変更の合理性について、制度的な牽制機能が働いていない可能性がある。このような予算と決算における財源充当の変更は、基金の取崩しに関するルールについて、明確な基準がなく、基金の積立目的に対応した取崩のルールを遵守していない懸念がある。</p> <p>収集業務課において、予算の設定時に従来の財源を変更する場合に、当該変更に関する妥当性を検討し承認した文書を作成及び保管することを要望する。併せて、決算において、予算時に設定した財源を変更する場合に、当該変更に関する妥当性を検討し承認した文書を作成及び保管することを要望する。また、基金積立及び取崩のルールに対して、どのような手続やプロセスで遵守し、どの部門がルール等の遵守状況に対して監視するのかについての統制の仕組みを確立するよう要望する。</p>	対応済	<p>平成27年度以降、本件同様の事案は発生していないが、今後、充当財源の変更を要する事案が発生した場合、それが予算編成時、予算執行時、決算時のどの時点であっても、関係課と変更に関する妥当性について協議し、その結果等を文書化して保管する。</p> <p>なお、基金積立・取崩のルールや統制については、廃棄物対策課にてマニュアルを作成し、関係課へ周知するとともに、決算見込み時に各課へ照会し状況把握を実施している。</p>	廃棄物対策課、収集業務課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
61	事業の予算の設定について 【廃棄物対策課】 (P218)	<p>平成26年度において、リサイクル等推進基金を財源として308万円の予算を設定していた。使用済小型電子機器等回収事業についての経緯より、収集運搬業務を職員が担うか、または廃棄物収集運搬業者に委託するかについて、度重なる変更が行われていることが確認された。そのため、収集運搬業務の実施方法について、所管課で合理的な検討をしているか確認したところ、実施方法について検討を行っているが当該検討した結果を文書化していないという回答を得た。そのため、収集運搬業務を外部委託することが決定し、予算化していたにもかかわらず、収集運搬業務を職員が実施することについて、妥当性が判断できない状態である。</p> <p>事業開始時においては、回収拠点数の想定など詳細な事業計画の策定が困難な状況と想定されるが、収集運搬業務に係る実施方法について合理的な検討を実施し、文書化することを要望する。例えば、収集運搬業務について、作業量及び作業時間を把握し作業に係る費用を見積り、資源物の売却代金を考慮した上で、費用対効果や業務遂行の安定性など様々な観点より収集運搬業務の実施方法を定めることが考えられる。</p>	対応済	平成27年度以降、本件同様の事案は発生していないが、今後事案が発生した場合には、収集運搬業務に係る実施方法について合理的な検討を実施し、検討結果を文書化することを徹底する。	廃棄物対策課
62	事業の費用対効果の測定方法について 【廃棄物対策課】 (P220)	<p>事業の概要において、事業の費用対効果が、平成26年8月から平成27年2月までの回収量1,664Lにより測定されている。事業の費用対効果を測定する場合には、事業に要した費用額と事業の実施による効果に基づく測定を行わなければ、事業の適切な費用対効果が認識できない。事業遂行により削減が想定される処理額を算出し、実際に事業遂行に要した費用を控除することで、事業の費用対効果を測定することを要望する。具体例として一例を次にあげる。</p> <p>【算定式例】事業の費用対効果 = 回収量 × 比重 × 処理単価 - 費用</p> <p>事業の費用対効果を測定するに当たり、まずは回収した廃食油の量に比重を乗じ、削減できたごみの重さを算出する。そして、削減されたごみの重量に回収重量当たりの処理単価を乗じて、事業遂行により削減が想定される処理額を算出する。最後に、削減が想定される処理額から事業遂行に要した費用を控除する。なお、事業遂行に要した費用には、外部へ支出した金額のみならず事業の企画等に係る人件費等が含まれることに留意する。</p>	対応済	廃食油回収・再資源化支援事業の費用対効果の測定方法については、平成27年度から廃食油再資源化量、1tあたりの処理費用単価を基に事業の費用対効果の測定を実施している。	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
63	リサイクル等推進基金を財源とする事業の選定について【廃棄物対策課】(P221)	<p>リサイクル等推進基金について、廃棄物対策課では、年に一度、リサイクル等推進基金を財源とする事業を所管する課に対して、決算金額と翌年度の予算金額に関する情報を収集するとともに、新たに基金を財源とする事業について、所管課との協議を行っている。この基金は、粗大ごみ処理手数料収入、家庭ごみ処理手数料収入及び寄付金額を積立て財源とし、また、基金の取崩しについては、原資を確保しながら積立金及び寄付金並びに基金の運用益から生ずる利益の範囲で、基金条例第6条各号に掲げる基金事業を実施するために取崩しが行われるとしている(千葉市リサイクル等推進基金運営要綱第2条)。基金の処分は次の事業を実施するために、処分することができる(基金条例第6条)。</p> <ul style="list-style-type: none"> i リサイクル等に係る市民、事業者等への啓発に関する事業 ii リサイクル等に係る市民、事業者等が行う活動の支援に関する事業 iii その他リサイクル等の推進に関し必要な事業 <p>そして、基金を財源とする事業については、当該事業別に、当年度の予算額と決算額、翌年度の予算額及び過年度の決算額を一覧化した資料を作成し、当該資料の概略版を添付して、千葉市リサイクル等推進基金運営委員会の書面会議に資料として提出している。基金運営委員会は、基金の適正かつ効果的な処分その他基金の適正な運営を確保するために必要な事項について協議するため設置されている(運営要綱第4条第1項)。ここで、基金事業として事業を選定するのは、廃棄物対策課を中心に、予算要求のプロセスにおいて、年度ごとに事業の重要性を判断して決定しているのが実情である。その際に、基金を充当する事業が環境局資源循環部の廃棄物対策の主要な施策においてどのように位置づけられる事業であるか、その事業を実施することが喫緊の課題を解決する上で不可欠な事業であり、実施する効果が顕著に認められる程度に応じて、基金事業を選定しているか等の基本的な方針をもって、基金充当事業を選定しているものではない。また、基金の充当事業は前述のとおり基金条例上3つが列挙されているが、i～iiの文言をみる限り、「リサイクル等に係る」普及啓発及び活動への支援が中心である。しかし、iiiには、「その他リサイクル等の推進に関し必要な事業」というある程度、範囲のある充当先の事業を予定しているようにも考えられる。そもそも、基金の原資は粗大ごみ処理手数料収入及び家庭ごみ処理手数料収入等であり、その手数料額の算定上集計されているコストには単に運営費だけではなく、財産の減価償却費も含まれている。したがって、基金充当事業を選定する際に、基金条例の文言(基金条例第6条)を狭く解釈する必要はないものと考えられる。したがって、基金を充当するにふさわしい事業を明確化するために、基金事業の選定の際の判断に効果的な基準を設定することを要望する。その選定基準を設定する際に考慮すべき要素としては次のような項目であると考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 市の実施計画等に位置付けられている事業 ii 毎年度の重要施策の中でも、ごみの排出抑制や再利用等の3R事業及び適正排出等に効果的な事業 iii 市民及び議会等、廃棄物行政を取り巻く利害関係者に説明して十分に理解が得られる事業 iv その他、ごみ処理手数料の有料化に際して、その算定根拠としても集計されたごみ処理原価の内容に対応する施設等整備費(減価償却費等)に係る事業 	対応済	<p>千葉市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画に位置付けられている基本方針に沿って計画事業を中心に次年度の実施事業を検討しているほか、リサイクル等推進基金条例に処分できる事業が列挙されており、基金事業の判断については、平成26年度にとりまとめた基金活用方針を参照することとしている。</p> <p>さらに、左記の i)～iii)のほか、各年度のリサイクルを取り巻く状況や基金残高、事業の優先順位等も踏まえ、予算編成過程等を経て政策決定されていることから、上記以外の基準の必要性は低いと考えられる。</p> <p>なお、施設整備費については、条例に照らし、基金事業に適合しないと考えている。</p>	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
64	リサイクル等推進基金の処分について【廃棄物対策課】(P222)	<p>廃棄物対策課は、平成26年度の決算において、決算上の事務処理を簡便に行うため、特定の基金事業に対して予算時に設定していた基金事業に対する充当金額を減額する処理を実施している。例えば、平成26年度においては、予算時の基金残高を参考に、事業規模を考慮して、紙・布類分別収集事業に対して予算上の充当割合を減少させている。これらの決算上の取扱いについては、基金に繰り入れる家庭ごみ手数料等の収入状況を把握し、各基金事業の歳出決算の状況に基づき、基金予算の残高を確保することを基本として、決算上、基金事業の充当額を調整し、翌年度以降展開する基本的な基金対象事業に必要な事業費の規模を残高として確保しているということであった。しかし、このような処理方法については、事務処理方針や処理方法として明確に定められたものではなく、事務処理担当者間でも共有化されて、人事異動等の際に事務引継等がなされる仕組みとなっているわけではない。そのため、事務引継等が十分に実施されない場合や担当者の誤解により運用が適切に実施されない場合など、決算上の事務処理が適正かつ円滑に実施されない懸念がある。また、基金の充当事業は、予算編成上、一般財源をより多く充当する事業に比較して、予算要求部門の自由度が高いものと考えられる。そのため、予算上の充当割合を決算時において変更し、例えば、特定の事業に集中して減額充当する場合、当該事業の一般財源比率が上昇することとなり、次年度の予算編成上、当該事業の重要性にもかかわらず、予算要求に不利に働く恐れがあることも懸念される。</p> <p>廃棄物対策課は、決算上の基金財源の充当の取扱いに関する事務処理方針や処理方法について、部局内での処理方針に係る情報の共有化のためにも、明文化し、部局内で周知することを要望する。また、決算上の調整を特定の事業に求める場合には、当該理由(予算上の全ての基金事業に対して平等に負担させることよりも、負担能力主義や事務処理上の便宜を考慮したことなど)及び次年度予算における懸念事項(当該特定事業の充当額を変更したことが予算要求に影響しないかどうかなど)にも留意するよう、決算調整方針等に明記することを要望する。</p>	対応済	<p>決算上の基金の充当の取扱いに関するもののみならず、予算執行時の取扱い等まで盛り込んだマニュアルを作成し、関係課へ周知した。</p> <p>また、平成27年度以降、決算上の調整を特定の事業に求める事案は発生していないが、今後、充当財源の変更を要する事案が発生した場合、それが予算執行の段階であれば、事前に関係課と必要な協議を実施の上、当該協議の内容・変更結果等に関する文書を作成・保管し、また、決算時であれば、変更理由や次年度予算における懸念事項を決算調整方針等へ明記する。</p>	廃棄物対策課
65	事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P224)	<p>廃棄物対策課は、平成19年度から25年度までの7年間で、焼却ごみが約6万8千トン削減されたことをもって、事業の費用対効果を測定している。確かに、事業の性質がごみを削減することについて市民への啓発を行うことであることから、削減された焼却ごみの重量をもって費用対効果を測定することには一定の合理性がある。しかし、削減された焼却ごみの重量の全てが市民への啓発事業の効果とは考えられないため、削減された焼却ごみの重量を啓発事業による効果として扱う場合には、啓発事業以外の影響を排除しなければならない。そのため、現状の費用対効果の測定方法では、事業の適正な費用対効果を示していないと判断される。</p> <p>啓発事業を行うことにより市民のごみ削減に関する意識がどの程度変動したかをもって、事業の費用対効果を測定することを要望する。例えば、様々な事業の実施後のアンケートを利用し、アンケートの集計結果を前年度と比較することで、活動ごとの市民のごみ削減に関する意識の変動を把握する。そして、事業内の全ての活動のアンケートの集計結果を前年度と比較することで、事業の効果を測定すること等が考えられる。</p>	対応済	<p>各種啓発事業の効果を検証するため、実施可能なものについてアンケートを実施している。ごみ分別スクールなど、継続して実施している事業においては、アンケート結果を検証し、次年度事業に反映させている。</p> <p>学校及びホテルにおける食品ロス削減啓発については、平成29年度からアンケートを実施し、児童や生徒、ホテル事業等の意識の変動を把握し、事業効果を検証していく。</p>	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
66	事業の財源の変更に関する検討と承認の文書化について【廃棄物対策課】(P225)	<p>平成26年度以前は、「GO!GO!へらそうくん」の財源を一般財源としていたが、平成27年度の予算から財源をリサイクル等推進基金へと変更している。そこで、廃棄物対策課に対して当該変更に関して検討及び承認がされているか確認したところ、当該変更に関しては、予算見積時に課内で検討を行い、環境局長の決裁を経て財政局長へ予算要望を行っており、財政局長からの示達により承認を得ているという回答を得た。</p> <p>廃棄物対策課において、予算の段階で設定した充当財源を決算時点で変更する場合には、組織としての意思決定に合理性があることを行政内部にも、また、対外的にも説明することができるように、当該変更に係る意思決定の合理性に関する文書を作成し保管することを要望する。</p>	対応済	平成27年度以降、本件同様の事案は発生していないが、今後、充当財源の変更を要する事案が発生した場合、それが予算執行の段階であれば、事前に関係課と必要な協議を実施の上、当該協議の内容・変更結果等に関する文書を作成・保管し、また、決算時であれば、変更理由や意思決定の合理性等を示す内容を決算調整方針等へ明記する。	廃棄物対策課
67	事業の費用対効果の測定方法について【廃棄物対策課】(P227)	<p>事業概要一覧では、事業の費用対効果に関する説明として次のように記載されている。「ちばルール協定店では、市が回収していない資源物(廃プラスチック類)の自己回収を行っている。協定店の増加や各店舗の取組拡大は市の回収費用の節減に寄与することとなる。」この記載では、事業の費用対効果を実質的に測定する説明にはなっていないため、実施した事業の有効性が判断できず問題である。</p> <p>千葉市のWEBページにて開示されている自己回収量に基づき、削減が想定される処理額を算出し、実際に事業遂行に要した費用を控除することで、事業の費用対効果を測定することを要望する。具体例として一例を次にあげる。</p> <p>【算定式例】 事業の費用対効果 = 回収量 × 処理単価 - 費用</p> <p>なお、事業遂行に要した費用には、外部へ支出した金額のみならず事業の企画等に係る人件費等が含まれることに留意する。</p>	対応済	ごみ減量のための「ちばルール」事業の費用対効果の測定方法については、平成27年度から協定事業者の取組実績及び1トンあたりのごみ処理費用単価に基づき、事業の費用対効果を測定を実施している。	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
68	廃棄物講演会の参加対象者の増加策について【廃棄物対策課】(P228)	<p>平成22年度以降の廃棄物講演会への参加者数は減少の傾向にあることが分かる。このような減少傾向に対して、廃棄物対策課では廃棄物講演会への参加者を増加させる対策を取っているということであった。具体的には、講演会開催通知の送付時期を早めることや事業者向けの講演内容を検討することなどである。そこで、廃棄物対策課に対して、講演会の参加者として、大規模建築物所有者、廃棄物管理責任者及び商工会議所の会員等を対象としている点に関して質問したところ、特に講演会の参加対象者について検討したことはないが、今後は参加対象者を含め開催方法自体を検討するという回答であった。</p> <p>ごみの適正処理及び減量・再資源化は、市民、事業者及び市が一体となって取り組む必要があり、その取組を推進するために、当該廃棄物講演会の開催は重要であるものと考えられる。しかし、平成26年度の参加者は4年前の平成22年度に比較して約半分に激減している。廃棄物講演会の開催の目的に対して、現在の参加対象者としての大規模建築物所有者、廃棄物管理責任者及び商工会議所の会員等が最適であるのかどうか、見直しを行う必要があるものと考えられる。例えば、一般の市民にも廃棄物講演会に参加することを促し、事業者の取組を広く周知することで、それぞれの主体の役割を認識し、ごみの減量・再資源化等に関する意識向上を図ることも重要であると考えられる。また、参加対象者をさらに細分化する必要はないのかという視点についても、例えば、大規模建築物の規模を基準にして階層化(セグメンテーションの実施)し、大規模の中でも減量・再資源化等が進んでいない階層をターゲットとして積極的に講演会への参加を働きかける等の取組を行う必要はないか、また、現在の参加対象者の中でも実際の参加が少ない対象者の階層(例えば商工会議所の会員のうち参加が少ない業種で事業系廃棄物の減量・再資源化が求められている階層等)を分析し、細分化する必要はないのか等、廃棄物講演会の参加対象者の見直しをこのようなマーケティングの一手法で実施することも必要であるとする。さらにそれぞれの階層に働きかける際には、その参加対象者のニーズに合わせた講演会の内容を検討する必要がある。</p> <p>講演会の参加者を増加させ、市民、事業者及び市が一体となって、事業系ごみの適正処理及び減量・再資源化を推進する機運を盛り上げる必要があるが、そのためには、講演会の参加対象者を一般市民にも拡充し、講演会への参加を呼びかけることや講演会の参加対象者を階層化し、ターゲットを絞って講演会への参加を呼び掛ける活動を実施することを要望する。また、現在の参加者も含めて、階層化しターゲットを絞った参加対象者の減量・資源化等に対するニーズを参加者アンケート等により調査・把握し、その結果を講演会の内容の見直しに活用することを要望する。</p>	対応済	廃棄物講演会の参加対象者の増加策として、平成28年度に廃棄物講演会への参加対象者の見直しを行い一般市民からの参加を募ったが、参加者は少なく効果があまり得られなかった。アンケート結果に基づき、平成29年度に再度内容の見直しを行い、事業者向け廃棄物処理に係る研修会を実施するとともに、会場の見直しを行うなど工夫により参加者は平成26年度比2倍を超えた。	廃棄物対策課
69	表彰された事業の取組について【廃棄物対策課】(P230)	<p>千葉市のWEBページにおいて、平成26年度の優良事業者について情報の開示が行われている。このような優良事業者の取組が市によって進められている廃棄物の減量及び再資源化にどの程度のインパクトを与えているのかについて、定性的情報だけではなく、数量的な効果についても可能な限り公表することで、より具体性を待った説明になるものと考えられる。また、優良事業者の他の同業者にも同じような取組を広げることができるように、当該活動のノウハウや仕組みをアドバイスするような公表方法も必要ではないかと考える。</p> <p>これまで実施してきた廃棄物の減量及び再資源化に係る優良事業者の表彰制度をより活性化するためにも、優良事業者の社会に与えるインパクトとして、可能な限り数量的な改善効果等の公表を模索することを要望する。また、優良事業者の他の事業者にも同じような取組が展開できるような活動ノウハウ等に関する情報提供を工夫するよう要望する。</p>	対応済	表彰を受ける事業者は業種、規模や取組内容によって数値の内容に大きなばらつきが見られることから、数値の公表は、優良事業者の取組を広く周知することにはなじまない。そのため、減量・再資源化に関する数値は公表せず、取組内容をHPや毎年度1回発行の「リサイクルクリーンちば」に公表し、他事業者への周知を実施している。また、廃棄物講習会会場にて表彰者の取り組みを掲出し、周知している。	廃棄物対策課

No.	項目	内容(一部抜粋・要約)	改善 状況	改善内容又は改善に向けた具体的な方針	所管課
70	3R関連事業に係る予算の設定の妥当性について【廃棄物対策課】(P233)	<p>3R関連事業の年度別執行額の、予算に対する割合は7割弱であった。予算の配当保留の仕組みを除くと、各年度約8割の執行であることが分かる。このような合計額での予算及び決算状況を、内訳ベースで分析すると次の表に示すとおり、事業ごとに予算執行率等に変動があることが分かる。以上7つの個別事業ごとに予算及び決算の年度推移をみていくと、予算規模が小さい事業については、決算額が少しでも変動すると、執行残率が大きく変動するが、このような場合は、単に執行残率だけに注目するのではなく、その変動の原因に注目し、その原因について個別具体的に分析することが求められるものと考えられる。</p> <p>一方、「vii 家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業」の予算規模については、毎年度、約800万円から1,000万円規模の事業であり、しかも、家庭ごみの減量化を目指すうえで重要な施策に位置付けられている事業である。その執行残率が10%の配当保留率を除いても、過去4年間合計ベースで45%と高い割合であることが分かる。当該事業の内容である家庭用生ごみ処理機等の補助金交付が予算上の件数を毎年大きく下回っていることが推測される。その原因を分析することが求められているものと考えられ、その合理的な原因分析がなければ、主要な事業のこれからの展開が望めないものと考えられる。</p> <p>3R事業の中でも主要な事業である「家庭用生ごみ処理機等補助金交付事業」の執行率が低い原因を深く分析し、事業推進のために障害となっている要素はないか、補助金交付の仕組みに問題はないか、市民のニーズに合致した生ごみ処理機に対する補助金交付となっているか、市民への周知は十分であるか等、検証すべき事項を洗い出し、補助事業の改革に向けて補助制度の再構築を行うよう要望する。</p>	対応済	<p>補助金交付を実施している他市状況を参考にするとともに、令和元年度中に補助対象者に対するアンケートを実施し、市民意見を集約・分析する予定である。</p> <p>周知啓発については、「家庭ごみの減量と出し方ガイドブック」や「GO! GO! へらそうくん」等の広報誌(紙)、ホームページ、生ごみ肥料化講習会等で周知啓発を図ったほか、平成29年度にモノレール車内でポスター掲示を実施した。</p>	廃棄物 対策課